

## 令和3年第4回にかほ市議会定例会会議録（第2号）

### 1、本日の出席議員（17名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	11番	佐藤治一
12番	佐々木正勝	13番	佐々木春男
14番	佐々木敏春	15番	伊藤竹文
16番	佐藤文昭	17番	菊地衛
18番	佐藤元		

### 1、本日の欠席議員（1名）

10番	宮崎信一
-----	------

### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	山田克浩	次長	須田益巳
班長兼副主幹	今野真深		

### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐藤喜仁	市民福祉部長	須田美奈
農林水産部長	村上司	建設部長	阿部光弥
商工観光部長	斎藤和幸	教育次長	畠山真姫子
消防長	加藤十二	会計管理者	須田徹一
総務課長	佐々木俊孝	防災課長	原田浩一
総合政策課長	齋藤稔	スポーツ振興課長・B&G海洋センター長	柴田俊幸
健康推進課長	斎藤晴美	福祉課長	佐々木美佳
子育て支援課長	齋藤和也	長寿支援課長・地域包括支援センター長	齋藤恵美
農村整備課長	池田智成	学校教育課長	菊地新吾

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第2号

令和3年6月10日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに2番佐々木孝二議員の一般質問を許します。2番佐々木孝二議員。

【2番（佐々木孝二君）登壇】

●2番（佐々木孝二君） おはようございます。本日一番ということでだいぶまた緊張しておりますけども、よろしくお願いいたします。

通告に従って質問させていただきますが、その前にちょっと1カ所だけ訂正をお願いしたいのですが、大きい1番の(3)番目の65歳以上と、「65歳以下」と入ってますが、「64歳」と訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

目的とか趣旨とか背景等は様式に書かれたとおりでございますが、大きい1番でございます。新型コロナワクチン接種事業についてということで、にかほ市では第1回目の接種の予約が4月の19日に開始されましたが、大変混雑して電話が通じなく、一日中かけ続けた方も大勢いたと聞いてます。4月の27日、臨時会開会前の報告でも「予約方法・期間の改善を検討」と説明がありました。同僚議員も、電話が繋がらないこと、年齢区分の分散など、反省、改善を指摘しましたが、今後も続くワクチン接種事業については、国からのワクチン納入の時期など自治体が想定できないことが多い現状は理解しますが、市民の関心は高く、不安は大きいのです。そこで、現状、懸念される事項について質問をいたします。

(1)番、1回目の予約体制の反省点から、どのように改善・対策をしたのかお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

私から、それではお答えをさせていただきますが、補足説明等があれば担当の部課長が行いますのでよろしくお伺いいたします。

まず(1)番の御質問に対するお答えですが、これについては、市政報告でもお伝えをさせていただきましたが、当初から電話回線を12回線を増やして臨時コールセンターを設置し対応する予定ではありましたが、直前にシステム上困難なことが判明したため、5月20日、21日の両日は既存のコールセンターの電話回線の混雑を緩和するため、80歳以上の方の優先予約について市民の方へ御協力をいただいたというところであります。22日の土曜日については、12回線での対応に当たっております。ウェブ予約の方法については、紙面を大きくして見やすくし、御家族の方々にウェブ予約の御協力をお願いを広報させていただきました。予約上限に達した際の周知方法については、防災無線や防災安心メール、あるいはホームページで広報をするとともに、引き続きコールセンターでの電話対応でも周知させていただいております。その後は自動音声に切り替えてということでありまして。併せて、電話やウェブ予約が困難な方については、予約窓口申請を24日から28日までの間、各保健センターで行って、後日接種日をお知らせするというような対応をとらせていただいております。

●議長（佐藤元君） 佐々木孝二議員。

●2番（佐々木孝二君） 確かに20日の日の年齢区分とかそういうものもあったようでございますけれども、当然それに関連して(2)番目なんですけれども、2回目の接種予約が5月20日、80歳以上優先を協力してくださいという案内もあったわけなんですけれども、その辺、非常にまずウェブの関係もあったと思うんですけれども、80歳以下の方もだいぶ予約をされてるのではないかなと思ったんですけれども、その辺の5月20日と5月の22、23のですね混雑の状況というのはどういうふうになったのか。当然改善した余地もあったと思うんですけれども、その内容をですねできれば教えていただければありがたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)番目の御質問にお答えをさせていただきます。

混雑状況どうだったかということですが、受付開始直後はやはり電話が集中しました。今回その日ですが、はウェブ予約をされる方が多かったと。で、21日の午後からはだいぶ落ち着いた状況となっております。17時、午後の5時時点では、予約枠に半数以上の残りがあったということでありまして。ウェブ予約については24時間対応でありましたので、次の日の22日の朝までに多くの方が予約されております。22日は電話受付開始直後から回線は全て使用され、11時半には予約枠上限に達しているというところであります。その後は電話で上限に達した旨の応対を行い、電話の着信件数が少なくなった頃を見計らって自動音声に切り替えていたということでありまして。

●議長（佐藤元君） 2番。

●2番（佐々木孝二君） そうしますと、5時20日の日の80歳以上の方の優先協力というのは、ある程度、市としては予定どおりというか予想どおりに終わったということでこちらの方で受け取ってよろしいのでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） このことについては、新聞報道でもありましたように、実際にシステム上80歳以上を限定することはちょっとできませんでしたが、やはり混雑を緩和するためには協力を願うという姿勢でお願いをさせていただいたというものであります。その御協力に多くの方に御理解をいただいてスムーズに予約状況が進んだと、進捗していったというふうに私どもは理解していると思います。何か担当の方であれば補足説明お願いします。ありますか。以上であります。

●議長（佐藤元君） 2番。

●2番（佐々木孝二君） できれば今後まだまだ続くわけなんですけども、ある程度年齢の区分とかそういうものがしていただければ、このように混むこともないのかなとは思いますが、なかなか大変でしょうけども、少し検討していただければ——年齢区分ということも検討していただければ大変助かると思います。よろしく願いいたします。

それでは、(3)番目になりますけども、にかほ市で65歳以上の接種はいつ頃完了すると想定しているのか。また、64歳以下の接種はいつ頃から開始できると想定しているのか。また、64歳以下になったときに、例えばまだ65歳の方が接種を受けてないと、これはあくまでも確認なんですけども、そういう場合は65歳も継続して最後まで接種できる、そういうふうと考えてよろしいでしょうか伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、1の(3)についてお答えをさせていただきますが、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、任意の接種であるということもありまして、市では接種率を大体7割と想定して接種計画を立てております。国は7月末までに完了としていることから、市でも1日の接種人数や接種日を増やすなどの対応や個別医療機関方式についても協力依頼をしながら、7月末までに7割接種を実施できるように進めているというところであります。

国からは、65歳未満の接種開始時期を65歳以上の高齢者の予約が減少した時点からとしております。接種順位については、基礎疾患を有する者、高齢者施設従事者が65歳以上の高齢者の次になっております。基礎疾患を有する64歳以下の方については、8月頃を想定しております。一般の64歳以下の方については、ただいま検討中であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 2番。

●2番（佐々木孝二君） 最終的にはまだまだ分からないという部分がまだあるわけなんですけども、できるだけ早めにまず接種ができればいいのかなと思いますけども、大変だとは思いますが、医療従事者の方も土曜日・日曜日でも休みなく動いているわけなので、でもできるだけ早く接種が済むような、終わるような方でしていただければと思います。

それでは、(4)番目に行きたいと思います。(4)スマイルでの集団接種に関しては、送迎バスを運

行しているようだが、最初の接種者と最後の接種者のタイムラグ、要するに待ち時間ということが、接種後、接種前に長い待ち時間が発生するのではと想定するんですが、そういう場合のバスの運行等に問題はなかったのか、ないのか、そういうところをちょっと確認したいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 1の(4)の御質問にお答えをさせていただきます。

バスの運行につきましては、受付開始時間に合わせてスマイルに到着するよう配車計画をしています。受付順に接種をしていきますので、バスで到着した方については接種時間に大きな違いはありません。接種後15分待機の方、30分待機の方と多少のずれが生じる場合も想定はされますが、現時点では混乱はありません。今までのところでバスを利用する方自体が正直少ないというのが現状であります。

●議長（佐藤元君） 2番。

●2番（佐々木孝二君） バスを利用する方が少ないということなんですけども、やはりこのバスを利用する方が少ないということは、要するに時間帯とかそういう不便さとかそういうものも理由に挙げられるのでしょうか。その辺もちょっとお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） バスの利用者が少ない理由については、いろいろとやはり考えられます。一つには、やはり時間が、その時間に拘束されてしまうということを嫌がるという方もおりますし、あとは御家族の方がですね送迎した方が安心だということもあって、御家族が積極的に高齢者の皆さんをお連れいただいて、帰りも迎えに来ていただいているというのが多数であるということになります。いろいろと理由はあると思いますが、バス時間の運行についてはやはり緻密に私どもも計算をさせていただいて、何とかロスのない時間で運行しておりますが、やはり広い面積を運行してまですからどうしても皆さんが、万人があんばいよい時間帯でバスをお迎えできるということにはちょっとありません。そこら辺はやはり御理解をいただかなければなりません、多くの皆さんがそういうことを勧奨した中で御家族での送迎を積極的にされているというふうに理解しております。

●議長（佐藤元君） 2番。

●2番（佐々木孝二君） 分かりました。ありがとうございます。

それと(5)番に入るわけですけども、それと同じような感じになると思うんですけども、今、新聞等でも市内企業も職場で接種できるようなものを検討しているということも載ってましたけども、市としては、例えばこれを今先ほども話があったわけですけども、お願いをしているということでしたけれども、その個別接種を、できるだけ移動時間を少なくするためにも個別接種をしていただくことができるのかできないのか。もしできるとすればどのぐらいの早い時期からできるのか。その時期等もしありましたら教えていただければと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、1の(5)についてお答えをしますが、国でもですね接種を加速す

るためにも個別接種を行う医療機関が増えることを大変期待をされております。現在、各医療機関に担当の方、副市長と担当部長の方で一軒一軒訪問をしながら個別接種への御協力をお願いをさせていただいております。ただ、市の医療機関については、集団接種や高齢者施設接種に大きく多大に御貢献をいただいております。ですので、個別接種を開始するためには、医療機関自体の体制が整うことが重要であるというふうに私どもは理解をしております。また、言われるところに個別接種を行うに当たっての予約の方法、事務処理の問題など非常に負担が大きいという声も聞こえております。しかしながら、一部医療機関では個別接種について既に実施しているところもありますので、私どもとしては引き続きできるだけ多くの医療機関の皆さんに個別接種へ向かっていただけるようお願いをさせていただきたいなというふうに思っております。

●議長（佐藤元君） 2番。

●2番（佐々木孝二君） 大変本当に大変なことかと思えますけども、地域の人のためにもですね、できるだけ移動距離を短くして地域で接種ができれば気持ちも楽になるだろうと思っておりますので、早めに検討をお願いをしたいと思います。

(6)番目に入らせていただきます。これまでの市の集団接種で接種後の副反応等はなかったのか。もしあった場合ですね、何人くらい、どのような症状が出たのかお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 1番の(6)にお答えをしますが、現在のところ、幸いなことに集団接種会場での副反応の報告は一切入っていないというところであります。

●議長（佐藤元君） 2番。

●2番（佐々木孝二君） ありがとうございます。大変よかったことに副反応が出てないということですので、今、全国的にも副反応が結構少数人数ですけども出てるようなので、幸いにも出てないということは非常によかったなと思っております。

それでは、大きい2番の方に質問を移らさせていただきます。学校へのタブレット端末配布後の状況をお伺いいたします。

国が2019年度に打ち出したG I G Aスクール構想は、全国の小・中学校生全員にタブレットやノートパソコンなどデジタル端末を行き渡らせ、教育現場の情報化の遅れを解消するためのものでした。当初2023年度まで配布を終える計画を、新型コロナウイルスで予定を前倒しし、秋田県ではいち早く配布を完了したようです。にかほ市の教育現場の対応や子どもたちの反応はどうか、以下質問をさせていただきます。

なお、(1)と(3)が似たような内容の質問でしたので、併せて質問しますので答弁の方もよろしくお願いをいたします。

(1)、(3)なんですけども、現在どのような授業にどのように利用しているのか。端末を使用して現在子どもたちはどのような授業をしているのか、お伺いをいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、佐々木孝二議員の(1)、(3)を併せてお答えいたします。

初めに、にかほ市の1人1台端末の整備状況について説明いたします。そのためにちょっと長くなりますが、よろしくお願いします。

令和3年の3月末までに各学校に端末が納入されております。そしてまた設定も完了しており、4月から使用できる状況になっております。4月以降は、各教育現場において端末のラベル等の張り付け、それから児童・生徒へのアカウントの割り振りを行い、使い方の説明や指導を行っております。そして使用上の諸注意等を示した活用のガイドラインを、児童・生徒だけでなく保護者にも配布しております。このように活用に向けた整備を進めてきたところであります。

授業での利用状況ですが、各学校とも端末の立ち上げや基本的な活用の仕方を指導し、なれることを中心に今取り組んでおります。ただ、中には教科の内容によって授業で活用をどんどんどんどん増やしている教師もおります。例えば国語や総合的な学習の時間は、インターネットに接続して電子辞書などを用いて分からない用語などを検索するとか、また、理科は写真機能を活用して植物の観察記録を作成したり、実験データの記録分析にも使用しております。また、音楽や美術などは鑑賞教材でありますから、その鑑賞のときにもこの端末を使って活用しているというふうな話です。そのほかに、この端末に内蔵されている学習支援ソフトがありますから、それを特別支援の子どもたちとか、また個別指導にも活用しております。

さらに、市内全ての小・中学校が授業で積極的に端末の活用を進めていけるように、教育委員会としては次の三つに今取り組んでいるところであります。

一つ目は、にかほ市情報教育活性化委員会を設置しました。情報教育に詳しい教員、そして仁賀保高校の情報メディア科の専門教員、それからICT関係に関する民間企業の専門員、そういう人方を組織に入れて、授業の活用の仕方、教職員の研修のあり方、また子どもたちに家庭へ持ち帰る際の条件整備、そういうことを専門的な立場から協議してもらい、そして今、各学校へ指導・助言を行っているところであります。

二つ目は、研修員制度の導入であります。各学校ごとにICT得意な教員、またはICTに興味のある教員、そういう方を教育委員会で委嘱・任命しまして、さらにそういう人方に専門的な研修を定期的に受けてもらい、ICTを活用した授業づくりに貢献していただきます。そしてそれを毎年行い、そういう貢献できる教員を養成し、そして増やしていきたいというふうに思います。

三つ目は、環境整備であります。端末が積極的に活用が常態化すれば、必ずインターネット回線にこれまで以上にアクセスが集中することが予想されます。そのために夏季休業中に回線の増強工事を行いたいと思います。それによりストレスのない活用環境の整備が進むことになると思います。

また、本市では、これまでも児童・生徒の主体的な学びや確かな学力を定着するための手段として、ICT情報活用能力の向上と併せて、特に平成30年度からはプログラミング教育の推進に取り組んでまいりました。特に平成30年度以降は、仁賀保高校情報メディア科や秋田県立大学、TDK歴史みらい館、それからICT関係会社の東光さん、そして身内でありますフェライト子ども科学館、そういう連携を強化してまいりました。具体的には、小・中学校の授業に出前授業に行ってもらいました。また、夏季休業中のプログラミング学習にも協力していただきました。そして教員研

修会の指導者として、専門家が指導者として操作活動や操作指導や、また授業力の向上にも積極的に御協力をいただいております。ということから、今年度開始されている1人1台端末の有効な活用についても、当市のこの官民連携の恵まれたネットワーク環境を活かすとともに、そばにある仁賀保高校の情報メディア科の先生方の御協力を得ながら、授業における積極的な端末の活用を進めていきたいというふうに思います。

なお、教育委員会としては、今回のこのGIGAスクール構想に当たり、こんなふうに考えています。GIGAスクール構想は、Society5.0社会、SDGsの理念に基づいた将来の地域づくりに欠かせない、それも必要な資質能力を育てるものであるというふうなこと。また、そういう社会を子どもたちが生き抜くわけですが、その子どもたちが生き抜くための必要な資質能力も育てるものだというふうなとらえ方。そして、今までの教育というものを変えるチャンスなんだというふうなとらえ方。そして、誰一人取り残すことない個別最適化の学びと、それから郷土的な学びを保障するものだというふうなこと。そして、児童・生徒の未来、ひいてはこの地域の活力を生む人材育成につながるためには、行政と学校はもちろんですが、やはり民間、家庭、地域の資源が協力して取り組んでいく必要があるというふうなこれらを強く意識し、教育委員会のリーダーシップを発揮しながら教育現場に強く指導・助言をしまいたいと思います。以上であります。

●議長（佐藤元君） 2番。

●2番(佐々木孝二君) どうも大変詳しく御説明をいただきまして、本当にありがとうございます。何か2番も4番も何か一緒にみんな入ってしまったもんですから、質問のちょっと内容の方もちょっと私の方もしづらくなったんですけども、当然まず今、(2)番なんですけども、教員にもPC操作、情報分野に対する得意、不得意があるとは思いますが、新たに教員に対する研修などは実施するのかということで、それには研修員制度を何か設けるような話をしてましたけども、その辺は例えば当然若い人も年配の方もいるわけなんですけども、その辺、研修期間とか研修の程度とかその辺がもしよく分かるのであれば教えていただければと思います。

●議長（佐藤元君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、(2)の先生方の研修についてお答えいたします。

教員に対する研修は、教育研究所が設置している情報教育推進委員会がこれまでも年1回研修会を実施しておりました。ただ、今回の1人1台端末の導入に当たりまして、令和3年の1月には特別に操作説明会を実施しております。

さらに今後の研修体制として、一つ目は、今年の夏季休業中に研修会を開催したいと思います。この研修会には全教員を対象としてもらいます。そしてICT活用能力に応じてグループに分け、先ほど言った専門家の指導を受けて先生方のスキルアップを高めていきたいと思います。

二つ目は、フレンドシップ制度であります。このフレンドシップ制度というのは、今年度新たな取り組みですが、まず日常的に小・中学校、また仁賀保高校の先生方がお互いに連携を、連絡を取り合いながら、通常の授業にも参加し合い、相互に支援しながら授業内容を研究してまいります。今までだと自分たちの学校だけの研修をしてました。それが普通です。それを各小学校4、中学校3



の7校と仁賀保高校がお互いに、それをお互いにどこでも研修に参加できるようなそういう体制をつくっていききたい。それがフレンドシップ制度であります。

それから三つ目は、各中学校に配属されている情報教育支援員であります。この情報教育支援員というのは、全ての地区に自治体に配置されてるところはありません。やはりにかほ市の、こういう意味では感謝したいと思います。この情報教育支援員に対する研修をやはり高く、やはり高度な研修を行いたいと思います。そして技術を高めてもらい、そのノウハウを各校の職員に伝えてもらいたいというふうに思います。

こんなふうに教職員に対する支援体制を強化してまいりたいというふうに思います。

そして先生方の各種研修については、今後もやはり仁賀保高校情報メディア科というものがそばにありますから、これを大いに活用する。県立大学、TDK歴史みらい館、それからICT関係会社の東光さん、そういう人方をやはり有効に使いながら協力していただきながら、指導力の向上に必要な内容を取り入れた研修会の充実を図り、やれとかやれないとかでなくて、まずみんなでやっというふうな意識を現場の先生方に呼びかけていききたいというふうに思います。

●議長（佐藤元君） 2番。

●2番（佐々木孝二君） ありがとうございます。非常に頼もしいお言葉をいただきましたけども、我々にも当然まず今、子どもたちとか常にこう端末に触ってる方々というのはすぐまず器用だとか、なれ親しんでるものですから、我々、逆にデジタル弱者からすると、そういうのっていうのはうらやましいなと思いますし、そういう我々、9月から議会の方でもタブレットを導入とかという話もありますので、そういう機会があればですね我々もぜひ参加できれば一番いいのかなと考えておりますけども、我々も年齢もいってますのでなかなか追いつくっていうか覚えるのに大変な苦勞もするかと思いますけども、ぜひそういう機会があればですね、皆さんの意見もあるでしょうけども、私個人的にはそういうことがあればぜひ一緒に教えていただければ、早くこう覚えるというか、なじむのかなと思っておりますけど、よろしく願いいたします。

(4)になりますけども、より有効に活用するために、感染症による休校などのため自宅へ持ち帰っての使用が想定されるが、端末管理運用に注意・考慮すべき問題等はないのかということ、先ほどガイドラインとかそういうものもありましたけども、この中には、まず料金的なものとか発生するかどうかと思うんですけども、その点はどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、(4)の自宅での管理状況についてお答えいたします。

現在、家庭の持ち帰りは行っておりません。今後は、もちろん平常時でも家庭へ持ち帰ることは想定されますから、その環境整備に今努めているところであります。

まず端末を家庭に持ち帰る際に想定される課題として、私たちは4点挙げております。

一つは、端末の紛失並びに破損及び修理費等の負担であります。

二つ目は、家庭でのインターネット環境づくりです。

三つ目は、家庭での児童・生徒の端末の運用の仕方です。

四つ目は、視力や姿勢などをはじめとする健康への影響であります。

この四つについて、私たちはこんなふうに対応していきたいというふうに思います。

まず、端末の紛失や破損についてであります。

端末には破損防止カバーをつけます。そして持ち帰りをする際のルールというものを学校の方できちんと決めて、それを家庭で守ってほしいというふうに徹底したいと思います。それから、もしも紛失や破損が生じた場合でも、まずできるだけ個人負担がないように配慮したいと思います。やはりむやみに意識的に壊したとなればそれは別ですが、まずいろんなところで生じた場合は、できるだけ個人負担がないように配慮していきたいと。

それから、家庭でのインターネット環境づくりですが、昨年度実施した調査では、約1割の家庭でインターネットが接続できないというふうな回答をいただきました。そのために、今回も再度その辺を把握しながら、そしてWi-Fiの貸し出しも行う予定であります。それから、通信料については、各家庭で負担していただくこととなりますが、準要保護家庭については、これは検討していきたいというふうに思います。

それから、児童・生徒の端末の運用の仕方や視力や姿勢などをはじめとする健康への影響については、これは持ち帰りに備えながら、有害サイトに対するフィルタリングソフトを導入します。そして家庭と一緒に利用時間等のルールを定める。ゲームと同じような形でなくて、そして家庭でできる環境をとというものを整備していきたいというふうに思います。そして端末に内蔵されている学習支援ソフトがありますから、そのソフトというのはインターネットに接続しなくても使用できますから、例えば家庭に持ち帰り、家庭学習にも使用できるし、または休校になった場合でも子どもたちがそのソフトを使って自ら学習できるというふうなことを考えると、児童・生徒の学びのツールまたは手段として保障することができるというふうに、この活用も進めていきたいと思います。

まず、学校においては、この端末を使えば子どもたちのやっぱり反応がいいです。そしてまた興味津々で、積極的に取り組むと様子がかがわれて、学習意欲の向上に、または学力向上にも私はつながるといふふうに思います。

ただ、端末を持ち帰った場合、家庭ではやはり私たちの指導がなかなか届かないとすれば、やはりこれからは各家庭の御理解とやはり御協力をいただくことが重要になってきます。そのために、家庭との情報提供と、お互いに情報交換しながら、こうだから困るとか、こうやってほしいとか、そういうことをしながら細やかに進めていきたいというふうに思います。

●議長（佐藤元君） 2番。

●2番（佐々木孝二君） 今後とも子どもたちが楽しく学べる御配慮をよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、大きい3番目の方に入らせていただきます。市長の出馬意向について。

令和3年11月には市長任期が満了するわけですが、先日も魁新報にも12月24日告示の記事が掲載されました。答弁可能な範囲で、市川市長の出馬予定、意向、考えをお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、大きな3番目の御質問にお答えをさせていただきますが、イエス・ノーを答える前に少しやはり私としてもお話をさせていただきたいと思っておりますので、多少のお時間をいただきたいと思っております。

私が市長に就任してから、はや4年がたとうとしております。就任当初は国内外の経済情勢もいざなぎ景気超えと言われていて、経済の安定と政治の安定が確保されていたということもあり、私自身の不安定さの中にも世間全体の安定した空気感が漂っていたのかなというふうに思っております。しかしながら、昨年来のコロナ禍は、私たちの日常生活を一変させております。今なお世界の人たちはこれに苦しんでいるという状況下にあります。その意味からすれば、この4年間は私から見てもまさにジェットコースターに乗っているかのごとくであり、歴史教科書の数ページを割く期間であったというふうに思っております。

そんな中、私が市長になってすぐに感じたのは、激動する国際社会と加速度的に進むデジタル技術の革新というものでありました。特に科学技術分野におけるデジタル革命、ドイツが提唱したインダストリー4.0に基づき代表される第4次産業革命が、工業のみならず農業、医療、観光、教育、そして行政にまで、ありとあらゆる分野に大きな転換を求めてきております。まさに世界は今、激変の時にあり、日本でもSociety 5.0のもと、DX、デジタルトランスフォーメーションが必須となり、あらゆる分野がデジタル技術によって新たな価値の創造を求めてきているというふうに思っています。ここら辺については、さきの、以前のコラムでも書きましたのでお話は割愛させていただきますが、ただ言えるのはですね、この流れはコロナ禍によってさらに加速され、同じ場所での足踏みを許さないというふうに認識しております。そういうこともあって、私は就任早々、先ほど教育長もお答えいただきましたが、プログラミング教育、国・県に先駆けてプログラミング教育に着手をさせていただいております。あるいは、3Dプリンターの体験教室、あるいは若い人たちの起業支援、あるいはIT関連企業の誘導など、次世代を担う人材育成と実践の場の創出を企画してきたものであります。これは、私的にはバスに乗り遅れないという意識もありますが、それよりもさらに一歩前を先んじたいというふうな思いがありました。ですので、旧上浜小学校につくった「わくばにかほ」は、まさにこのコンセプトによって作り上げていったものであります。

また、観光源についても、就任当初からインバウンドへのアプローチが求められてまいりました。そのための段取りにも奔走しました。何とかクルーズ船客の市内誘導も光明が見えてきたというところでありましたが、現在はコロナ禍で全てがストップしております。一方、国内観光についても、マーケット的にはこちらの方が断然大きいわけですから、新たな視点とアプローチをアウトドアの分野に開拓しようというふうに取り組んでまいりました。

一方で、私は普遍であるものをきちんと見分けなければならないとも思っています。それは、この地に生きる人たちの暮らしだと思います。私が20年以上にわたり政治の世界で生きてきて学んだことでもあります。私が強く感じているのは、普通に生きて普通に暮らすこと、この難しさであります。地域に暮らす人たちが自らが思い描く暮らしをできるだけ実現できるように取り組むのが、政治、あるいは行政の役割だと私は思っています。

私の政治姿勢は、一貫して、常に人の声に耳を傾ける、声なき声を形にするというものであります。

す。もちろん必ずしも全ての声を政策化することはできません。確かに市の抱える中心的課題を軸に、その課題解決に向けた取り組みを優先的に選択しながら行政運営をしていかなければならないというジレンマはあります。ですが、私は声を挙げられない人たちのニーズを把握し、それを行政課題として政策化していくことが大切だと常に思っています。これは私の政治思想であり、譲れない信念でもあります。また、この4年間、少子高齢化による人口減少が教育、福祉、産業などの全ての分野における課題、あるいは難題の根底として存在していることを強く感じております。ですので、人口減少問題などをどのようにとらえ、この問題にどのように立ち向かっていくかが欠くべからざる視点であると思っております。

これまで公約の実現を念頭に、多少なりとも明るい話題をつくり出し、人口減少による地域社会の活力の低下、あるいは閉塞感を何とか食い止め、多くの人が上を向いて暮らしていくための仕掛けづくりをしなければならぬと考えて取り組んでまいりました。積極的なシティセールス、シティプロモーションもこの一環でありますし、さらに言えば、佐々木議員からは御指摘を受けました、ちょっとつくり変え過ぎたということもあった広報であります。広報のつくりを明るいものに変えていったのもその一つであります。それが全てとは言いませんけれども、その結果の一つと言えるものが私は東洋経済新報社による住みよさランキング2019の北海道・東北第1位であり、宝島社による住みたい田舎ランキング東北部門でのトップ10の定着などだと思っております。これらのランキングは、言うなればたかがランキングではあります。しかしながら、私はされどランキングだと思っております。私は、これらは大手出版社をして地方の取り組みに対する外部評価的なものであるというふうに積極的にとらえようと思っております。

また、ふるさと納税も市の認知度のバロメーターの一つだと思っております。就任時の前年実績は約2,400万円でした。しかしながら、令和2年度は約6億3,000万円となり、寄附者の数も約1,300人から令和2年度は約3万2,500人へと激増をしております。これは、ふるさと納税はシティセールス、シティプロモーションのツールであると考えようになり、制度への向き合い方が大きく変化させたことによると思っております。もちろん寄附額の約半分が自主財源となっておりますし、地元の業者の皆さんにも返礼品で約2億円近い新たなマーケットを提供させていただいております。ですので、引き続きふるさと納税制度については、これを積極的に活用・展開していきたいと考えております。

私としては、100%とはいきませんが、公約の実現に向けた取り組みを進めてまいりましたし、今はまだその途中にあるとは認識しております。また、公約のみならず、市長になってからの気づきも多数ありました。その意味では、この4年間は私にとっても多くを学ぶ場であったと思っております。

そこで御質問への答弁とさせていただきますが、先ほど来述べていますように、まだまだ計画しているものも含め、途上にあるものも多くあります。また、4年前の立候補時に主張した責任世代であることの立証もし続けなければならぬとは考えてはおります。ただ、2期目への出馬ということを決断する際には、後援会による機関意思決定という段取りを飛ばすわけにはいきません。私の意思決定は、やはりきちんとした後援会の意見を十分に聞きながら、きちんとした段取りに基づいて行わなければならないと考えております。ですので、現時点で議員の御質問に対する答えとしては、検討している最中であるというふうにお答えをさせていただきます。

- 議長（佐藤元君） 2番。
- 2番（佐々木孝二君） 私からの質問は以上で終わります。
- 議長（佐藤元君） これで2番佐々木孝二議員の一般質問を終わります。  
所用のため、暫時休憩します。再開を11時とします。

午前10時50分 休 憩

---

午前11時00分 再 開

- 議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
一般質問を続行します。次に、4番伊東温子議員の一般質問を許します。4番。

【4番（伊東温子君）登壇】

- 4番（伊東温子君） それでは、一般質問をさせていただきます。

国の天然記念物・名勝の指定を受けた「象潟」の景観を守るための最大の解決策は、基盤整備とずっと言われてきました。調査事業が進行中の基盤整備事業が「象潟」の景観や島々を守る新しいスタートになることを願って、今後の事業構想とこれまでの検討状況を、農地、農業との関連を含めて確認させていただきます。

質問です。

「象潟」の保全・保護のための施策について。

芭蕉が訪れてから115年後、「象潟」は地震で隆起し、本荘藩は開田計画を実施し始めました。蚶満寺二十四世住職となった覚林は、「象潟」の景観を守るため奔走し、蚶満寺を閑院宮家の祈祷所とすることで開発を阻止しましたが、当時の本荘藩との抗争の中で獄死しております。今から約200年前のことです。

「象潟」は、1934年、天然記念物、その80年後には「おくの細道の風景地及び汐越」として国の名勝に指定されました。覚林が命を懸けて守った「象潟」は、様々な制約の中、農業者、景観の保護団体ほか、多くの人々によって守り続けられてきた歴史的、文化的風景と言えます。

本議会においても、前記指定を機会に、風景を守る観点から一般質問等がなされてきました。市長自身も、議員時代に「天然記念物・名勝「象潟」をどのように守り続けていくか」と質問されております。その質問当時は、基盤整備が最大の解決策とされたものの、地権者等の賛同が得られず、基盤整備事業は20年以上実現しなかったため、行政では農業公社を設立、受益者負担を公費負担として基盤整備事業を実施、その後、景観条例を制定し、景観保全する考えだったと理解しております。そして平成30年、地権者等の100%の同意を得て推進協議会から市へ要望書が提出され、市から同年11月に県へ基盤整備事業の申請書を提出、象潟前川地区ほ場整備事業として、平成31年度から3ヵ年、事業に向けた調査が実施されております。市長も平成31年3月定例会で、「九十九島周辺の環境整備は、今回の基盤整備にあわせて実施することが望ましい」と述べております。この基盤整備事業が「象潟」の景観や島々を守る新しいスタートになることを願って、以下質問させていただきます。

ます。

(1)「象潟」の保全・保護、九十九島周辺の環境整備について、どう構想しているのでしょうか。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、伊東温子議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず(1)番ですが、現在、詳細については関係機関で検討中であるということになっております。天然記念物に指定されている島には手をつけません。島の形状に沿って畦畔や水路等を設け、現状どおり保存することとしております。また、保存する全ての島には、維持管理のための畦畔等を接続し、これまでより管理しやすい体制を整える計画であります。その上で、現状の10アール区画から1ヘクタールを主体とした区画整備を行い、さらには営農と景観を両立した区画割及び農道の設置に配慮することなどにより、象潟九十九島の保全と景観向上を図ることとしております。

なお、本事業は、整備区域の7割が国定公園に指定されているほか、天然記念物が多数点在し、国の名勝指定もあるなど、全国でも稀有な景観保全型のほ場整備であり、にかほ型ほ場整備として国・県から認識され、注目を受けているものであります。そのため、通常のは場整備より多くの手続や協議を必要とするものであります。先月、県、土地連、JA、土地改良区等の関係者で組織する象潟前川地区景観保全型ほ場整備推進委員会を立ち上げ、連携して取り組んでいくこととしております。

伊東議員のお話にもありましたが、覚林和尚が命を懸けて守った象潟九十九島の景観や環境は、今を生きる私たちが責任を持って将来に引き継ぐことが至上の命題であるというふうに思っております。これについては、これまでも水田という形で日常の営農の中で九十九島を守ってこられた農家の方々も同じ思いであると認識しております。営農の継続と九十九島の景観保全を両立するにかほ型ほ場整備として、私は腹をくくって取り組んでまいりたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） 今までなかなか進まなかった基盤整備事業ですけれども、これがようやく100%の賛同を得て動き出したということで、象潟前川地区基盤整備推進協議会、この方たちの御苦労を思います。

それとともに、令和2年、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、秋田型ほ場整備について、この委員会ですか、委員会でしょうか、推進協議会でしょうか、委員会だと思んですけど、その中で構想と実践の発表が行われております。行われたということですが、この内容につきまして若干説明していただければ幸いです。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 担当がお答えをさせていただきますが、今の質問で秋田型ほ場整備というふうに言われましたが、これはにかほ型ほ場整備のことを言っているんですか。再質問の中で、ちょっと休憩してください。

●4番（伊東温子君） 秋田型ってなりましたので。

●市長（市川雄次君） ああ、秋田型という形。分かりました。いいですか。分かりました。

●議長（佐藤元君） はい。

●市長（市川雄次君） 秋田型ほ場整備というものについて、どういうふうに委員会の中でお話しされたか。委員会というのはどの委員会だかも、ちょっと明確に御質問ないのでちょっと分かりづらんですが、言われたものについて答えられ得る範囲で担当の方で答えをさせていただきます。どういう内容であったかは私もその場にいたわけではないので、担当の方で答えします。

●議長（佐藤元君） 農林水産部長。

●農林水産部長（村上司君） ちょっとすいません、今年の5月に委員会を初めて開いておりますけども、そのときの検討内容ということの答弁でよろしいかと思うんですけども、これは第1回目の検討委員会ということですので、このほ場整備の特異性を委員の皆さん方に説明をしまして、いろんな課題を同時に説明して、こういった課題をこの委員会で解決、検討していただきたいということで会議はそういったお願いをしたと。今後のスケジュールとしては、三つの部会を設けて、それで検討した結果、再度この推進委員会に諮って全体的な構想を練って、名前としてはグランドデザインを作成するというこの協力を願ったということでございます。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） このことはですね、令和4年の事業開始に向けての象潟前川地区基盤整備推進協議会の発表ということになっております。その中の構想と実践ということなんですけど、この協議会の中でどのような構想と実践ということについての発表があったかということを知りたいと思います。

【「議長、協議会とか委員会とか明確に言ってもらわないと——。」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午前11時13分 休 憩

午前11時15分 再 開

●議長（佐藤元君） 伊東議員、再開します。じゃあ、もう一度しっかり質問してください。

●4番（伊東温子君） 象潟前川地区基盤整備推進協議会で、事業採択に向けて令和2年に秋田型ほ場整備事業についての構想と実践ということの発表がなされていると聞いておりますが、その内容についてお知らせください。

●議長（佐藤元君） 池田課長。

●農林整備課長（池田智成君） 令和2年度に行われました、今の伊東議員がおっしゃいました営農構想についての発表は、ほかの協議会が発表いたしております。そして、私たちの象潟前川地区基盤整備推進協議会は、今年度、令和3年1月頃に開催を予定されておりますその発表会の場で、営農構想を発表する予定であります。

【「令和4年」と呼ぶ者あり】

●農林整備課長（池田智成君） 令和4年、失礼しました。令和4年の1月頃に予定されておりますそ

の発表会で、営農構想を協議会が発表する予定であります。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） 先ほど推進協議会、すなわち象潟前川地区基盤整備推進協議会の方が秋田型のそのほ場整備についての構想、実践が発表されたと書いてあったものですから、私はもう既にされたことと思ってその内容が知りたいということで質問しました。

次に、そうですね、(2)番目の質問に行きます。平成31年3月定例会で同僚議員の一般質問への答弁で、九十九島エリア内の電柱の地中化及びため池に関しての質問があったときに、検討事項となりましたが、その検討状況はどのようになっているか分かりましたらお知らせください。

この地中化は長年の市民の念願でもあり、ため池の規模に関しても様々あるかと思うんですけども、そのため池はどこにつくられて、どのくらいの規模なのか。その辺のところをお知らせください。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)番についてお答えをさせていただきます。

まずはため池ですが、地区の水利状況を調査させていただきました。その結果、農地に必要な水量以外にため池分の余剰水量の確保はできないということが分かりましたので、今回の事業ではこれはまず実施しないこととしております。

一方、整備計画区域内の電柱の地中化については、昨年度から秋田県の無電柱化調整会議に加盟をして、関係機関と今現在協議を進めているところであります。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） 排水の関係なののでしょうか。ため池は、今までも言われてきましたけれども無理だということのようです。地中化に関しては、これからまだ可能性があるのかと期待したいところです。

(3)番目の質問です。平成27年6月定例会で、今後の事業推進に関して「農業公社の設立、受益者負担の公費負担等も一つの方法」ということを前横山市長が答弁しております。そういう方針は継続され検討されているのでしょうか、お知らせください。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)番の御質問にお答えをさせていただきます。

象潟前川地区のほ場整備事業は、先ほど来述べておりますように、平成30年度からの新たな制度である農地中間管理機構関連農地整備事業というほ場整備で行うこととしております。地区で全ての農地を中間管理機構に貸し出す、この制度を活用することによって農地の所有者と耕作する担い手が個人で貸し借りをする必要がなくなり、全ての担い手は中間管理機構から農地を借りることとなります。万が一担い手が耕作できなくなった場合でも、機構が新しい受け手に貸し出しますので、農地所有者の安心につながるのと同時に営農が継続されていくこととなります。ですので、平成27年当時に横山前市長が述べていた、市として農業公社を立ち上げながら農地を確保し、担い手に貸し



出すという構想は、まさにこの農地中間管理機構が担うこととなります。農地中間管理機構が区内全ての農地を借り上げ、担い手など農業従事者に貸し出すということでもあります。

また、この制度は、工事費の農家負担がゼロであります。事前の調査につきましても、国・県・市の行政によって進めていっているものであります。よって、受益者の負担は生じないほ場整備事業ということになっております。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） 管理機構というものがこれからは指導していくということで分かりましたが、例えばすごく心配することはですね、そういう機構を立ち上げたとしても、本当にこれからそこから借りてやっていく人がいるのかということです。高齢化、社会の変化にどのように対応していくのかということで、ちょっとお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） これまで農地は農家の所有でありました。その結果として小規模農家が多数存在し、中にはやはり後継者がいなくなって今の象潟のように3割を既に超えてしまっていますが、荒廃地が生み出されてきたというところでもあります。これを中間管理機構に一括集約することによって、その農地を一括管理することによってそれを貸し出し、あるいは貸し出し、借り受けが容易になると。一個一個権利関係をどうするこうするというはなくなりますので、極めて貸し借りの手続きが簡素化されるということになります。

そういうことも含めれば、実際に耕作する農家の数はこれまでの数よりもかなりの数で激減するものと思っておりますが、じゃあ担い手をどうするのかというと、担い手を育成していくということはまた別の課題として行政はやっていかなければなりませんけれども、現時点におけるにかほ市内での農家の中には、やはり若手の農家の皆さんが出てきておりますし、新たな担い手として育成しております。また、農地が確かに大きくなるということもありまして、今後は農業に従事する労力の省力化が求められていってるところでありますので、これまでのような人数で労働集約型の農業から今度はスマート農業という形で新たな農業形態が広がっていくということになれば、私としては新たな担い手も十分に確保し得るものになっていくんではないかなというふうに理解をしておりますし、実際新たな担い手が私の知る限りでもどんどん出てきてくれているというふうに感じているところであります。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） 基盤整備により、それから中間……

●議長（佐藤元君） ちょっと伊東議員、マイクにもう少し近づいてください。

●4番（伊東温子君） はい。これからは基盤整備によるその農業ということで、今までとは違うということでお話いただきました。これが長く続くことを祈っておりますけれども、にかほ市の景観計画の中に景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項というのが記載されております。今の答弁でいけば、これに関わるようなことは少なくないに等しいように思われるのではありますけれども、その長い年月の中ではどういうふうになるかは分かりません。その景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項、これを設置し、いわゆるこれからのことを計画していく、変化が

あった場合には計画していくっていうそのことを予防しているのかなと思いましたがけれども、例えばこの整備計画について、景観農業振興地域整備計画を策定するというような状況、そしてそれに対する計画、どのような内容を想定しているのかお知らせください。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

---

午前11時30分 再開

●議長（佐藤元君） 再開するので、もう一度あなたの本当の聞きたいことを、ちゃんともう一度質問してください。

4番。

●4番（伊東温子君） 先ほど市長が説明ありました、中間機構を立てていけば高齢化やそういうことで元の木阿弥になることはない、という答えでありました。それで、私はちょっと心配もあるので聞きたいんですけども、景観計画の中に景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項というのがあります。これを予防策として明記しております、市では。そのことに関して、どのような計画を想定しているのか。もしお分かりであれば教えてください。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 詳細はいい——。おっしゃることは分かりました。そのことについては、やはり私も基盤整備をすれば完璧にこうもう景観も守られていくというふうに安易には考えておりません。当然のことながら将来的に次の課題っていうのは必ず生まれてきますので、そのときに対する対策はきっちりとしていかなきゃいけない。ただ、現時点で基盤整備が現状の荒廃地を改善させる、今の農業の状態を改善する方向での現時点での最善策であるということを理解していただきたいというふうに思います。その上で景観が引き続き継続して守られていくためには、計画の中できちっとやっていかなければならないんじゃないかということの御質問だというふうに御理解をさせていただきますが、それについては、一つには、先ほど来出ておりますほ場地区の系統推進委員会と検討部会ですね、推進委員会の中に検討部会が三つありますので、その中の基盤整備部会と景観交流部会というのもあって、その中で常に話し合いを行いながら、どういう保全の仕方、どういう景観を保全して、どういうふうに守っていくのかということとは当然この中で話し合って、それを反映したもとして、反映しながら基盤整備が行われていくというシステムになっていますので、そこら辺は御理解いただきたいと思います。今現時点で計画に基づいてにかほ市単独でこうやって新しいものをつくっていくというのではなくて、今ここにゆだねて、学者の先生とかも入っていますので、その中できちっとした議論を重ねながら、ここはこういうつくりにしませう、ここはこういうつくりにしませうというのを今進めていこうというふうに行っているところであります。

詳細は答えます。

●議長（佐藤元君） 補足、池田課長。

●農村整備課長（池田智成君） にかほ市景観計画の中では、田園景観ゾーンの重点地区、歴史文化の拠点として景観の保全と活用を図るゾーンとされております。そのため、九十九島周辺は、原則水田とする方向で現在検討中であります。また、その景観計画の中にごございます景観農業地域計画に関しましては、策定することができるものでありまして、今回は策定をする予定はございません。ただ、先ほどから申し上げております県や土地連などと組織している委員会において、まずはランドデザインを策定いたします。それに基づきまして、市長が申しあげました三つの部会で詳細は検討しております。そして、現在にかほ市には田園マスタープランというものがございまして、こちらの田園マスタープランは今回のほ場整備に併せて変更して、また策定する予定でございます。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） 今のお話で分かりましたけれども、やっぱりこの象潟を守っていくというのは、相当の努力、相当の協力、そういうものがなきゃいけないのではないかっていうそういう思いがあって、そういう危惧があって質問させていただいたのです。どういふときにそういうことが発令して、どういふ内容で対処していくのか。まあ将来のことですから分からないと言われれば分からないとは思いますが、そういう内容については本当はお聞きしたかったということです。

次に、(4)番の質問です。平成27年6月定例会で、市長は議員として「基盤整備をしたことで、どのような継続的な利益、恩恵を農家にもたらすかがポイント」という一般質問の中で述べられております。そういう農家に対する継続的な利益、恩恵を与えられるようなことを現在検討しているかどうかを伺いたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (4)番の御質問にお答えしますが、私が市会議員だったときに6年前に行った一般質問においては、基盤を整備をしたことでどのような継続的な利益、恩恵が農家にもたらされるかがポイントであると思うというふうに述べさせていただいたというふうに記憶しております。当時私が述べた意図としては、農家の皆さんが負担金を出してほ場整備をしても、それに見合った収入が得られない場合、何らかのインセンティブがなければ自分の代の農業に先行きが見通せない、自分の代でしか後継者もない中で先が見通せない中で、負担を負ってまでほ場整備に向かう人たちはなかなか出てこないだろうというふうに認識しての考え方での質問でありました。

しかしながら、先ほど来述べておりますように、当時と現在とではほ場整備の制度も変わっております。農家負担はゼロでありますし、農地の貸し借りは農地中間管理機構が行い、永続的に受け手を確保し、営農が継続されております。また、継続されることとなります。また、ほ場整備によって農作業の効率化とコスト削減、法人等への集積による営農の継続、あるいは長ネギなどの高収益作物との複合経営による農業所得の向上などのメリットが生まれます。当時私が懸念してたことは、新制度におけるほ場整備ではだいぶ解消されているものと思っています。これまでの課題を解決する新たな制度でのほ場整備によって、農家の皆さんだけでなく、景観保全による観光振興や地域活性化など多岐にわたる効果が生まれる事業であると思います。

とありますが、何を言いたいのかということですが、私、旧象潟町議員の時代、およそ20年前ですが、そのときの当時の金巖町長に対する議員の一般質問の中で、このほ場整備の話がやっぱり出ました。そのときの同意率は7割台です。やはり多くの人たちがまだ自分の農地を手放すということについては、負担してまで基盤整備することについてはなかなか理解がなかったという意識がありました。そうこうしているうちに時代はどんどんどんどん進んで、農地が荒れ始めました。そのときにやはり農家の皆さん、私の身内にもおりますので、農家の皆さんがやはりこのままではいけないということによりやく気持ちになってくれたのではないかなというふうに私は思っています。ですので、平成27年でしたか、まあ6年前に行った一般質問のときとはまた状況がさらに変わっているというふうに私は理解をしておりますので、そのことはお含み置きをいただかなければならないのかなというふうに思います。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） 時代の違いというか社会の動向によって政策も変わっていくんだろうと思います。

この質問をあげた意味のもう一つあるんですけど、ここには継続的な利益、恩恵とありますけども、ただ金銭的とか物質的なものばかりではなくて、当時、市長は議員のときだったんですけど、もう少し、農家だけでなく全ての分野でつながりをもって、いわゆる活性化、まちを活性化していくことが必要なんではないか。それから、市内の行政に関しても、縦じゃなくて横のつながりをもって活性化していくことが大事だということをおっしゃってるんですね。つまり農家、農業だけでなく、いろんなつながりのもとに、その人たち、農家の方たちがいろんな意味でのその利益、その恩恵を受けることができればいいなと思いました。金銭的とかそういうことだけではなく。なので、これから象潟を守っていくために、市内だけでなく市外からの人的な何でしょう、守っていくためのその活動、そういうものにいろんなところから参加していただく、そういう仕組みというのもやっぱり必要なんじゃないかな。励みにもなるし、やっぱり人手不足のときにやっぱり手伝ってもらえるとかそういうこともあると思うんですね。そういうこともできたらいいと思うし、やっぱり象潟を守っていくのは、広く言えば市民だけでなく日本全国、外国も含めて、象潟というその文化遺産を継承していくことが必要だと思うんです。で、ちょっと農家に対する利益、恩恵とはありますけれども、それを生かして利益があるようにするためには、金銭的とか物質的なこともさることながら、文化的な誇りとかそういうこういろんなもの、精神的なものですね、そういうものも必要だと思うんですね。それでちょっとこの質問を取り上げたわけですが、そういうことも考慮に入れていращやるのかどうか。象潟を守るということに対してどういう意思とか覚悟とかおありなのか、もし聞かせていただいたら幸いです。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 再質問にお答えさせていただきますが、農家の継続的な利益ということについては、確かに金銭的なものではないのかもしれませんが、だけではないのかもしれませんが。しかしながら、農家の継続的な利益ということについて、やはり安定してその地域でその場所で農業を営むことができるということが最大の利益であるというふうに理解しております。そのために

は何がなければならぬのかといえ、やはり低コストで高収益の作物、あるいは高い値段の産品が売れる。いわゆるその農地で農業に従事した結果として、それなりの収入を確保できるという仕組みがきちっと整っていないと。そしたら生産されたものをきちんと売り込めるような仕組みを私ども行政はやはり努力してつくり上げていかなければならない。今現在はJAさんとか、あるいはふるさと納税でも使わせていただいております。非常に高い単価で販売されていけば、やはり農地を遊ばせていくということはないわけですから、そうすると農地として活用されていけばその地区はきれいに荒れることなく整備された状況のまま進むことはできますので、そういう視点はまず第一だと私は思います。

その上で、議員の御質問にありましたように、他の団体、あるいは人々を引き込むような、関係人口を増やすような取り組みはどうかということでの御理解かと思いますが、それは引き続き私のシティセールス、シティプロモーションの一環でもありますので、その中の一つの要素として、基盤整備された後の農地を観光面、あるいはジオパーク面でも活用しながら、多くの人たちが何らかの形で関係し得る仕組みづくりは検討していかなければならないのかなと思います。今の状態の九十九島の周辺の田畑の田んぼの状況では、やはり果たして外部の人に魅力があるのかということ、それでも観光でめぐって来てくれる人はいるわけですが、これがさらにきれいに整備されれば、先ほど最初の答弁でもさせていただいたように、島を管理するための畦畔道も逆に新たにきれいに整備しますし、人が通ったときに法面、あるいは畦畔が崩れないようなつくり、だから道路も規制も、あるいは農家、観光客の皆さんが通りやすい農道というのを整備していくことになると思いますので、そういうことを含めてですね、議員が御質問されたような形での関係者、いろいろな人たちが関係し得る整備をしていかなければならないと思っています。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） これで私の一般質問を終わります。

●議長（佐藤元君） これで4番伊東温子議員の一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開を午後1時とします。

午前11時47分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、13番佐々木春男議員の一般質問を許します。13番。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 最初に、教員免許更新廃止をということで質問いたします。

教員の資質向上を名目に教員免許更新制度が始まって以来、余りに多くの弊害があらわになり、教育関係者や地方団体からも廃止や抜本見直しが求められています。公立学校の教員の場合、更新手続を忘れて教員免許が失効すると、地方公務員の身分まで失います。「教員の資質は大学で講習

を受けるだけで向上するというような楽なものではない。現場で子どもと向き合い、試行錯誤する中で、教師の力は身につけ伸びていく」とベテランの教員の指摘もあります。また、全国市長会は、「この更新制度は教員にとって金銭面も含め大きな負担の割に成果はさほど大きくない」と意見を述べております。出産や育児、病気で休む教員の代わりの臨時教員確保、現在、他の職業に就いている教員免許保持者が改めて教員を目指す際にも、免許失効が障害になっています。本来、各学校に配置されるべき教員が配置されず未配置教員が出ると、空いた穴を現場で埋めなければならないため、本来学級を持たない教務主任が学級担任になることが多く、長時間労働に拍車をかけることになり、結局はしわ寄せが子どもたちに行くことになります。

教員を教育の専門家として尊重し、自主的研修を保障することが必要です。市の教育現場の実情に照らし、「教員免許更新制度」の廃止について見解を伺います。

次に、小学校「少人数学級」の実現と市内の実情についてお伺いいたします。

コロナ禍のもとでの分散登校により、少人数学級のよさが再確認されました。保護者、教職員、教育研究者などによって全国で多種多様な運動が広がり、幅広い世論に押される形で、2025年度までの5年間で小2から小6まで35人学級へと引き下げ、必要な教職員を措置することになりました。「小学校だけ35人学級を5年かけて」では不十分ですが、PTA団体の要望など共同の取り組みの成果であり、重要な前進です。市の現状をお伺いいたします。

①市内の小・中学校で35人学級に該当する学校と学年の有無についてお伺いいたします。

②教員不足が顕著にあらわれている地方自治体があるようですが、本市の実情はどうかお伺いいたします。

次に、GIGAスクール構想に関して市の現状はということでお伺いいたします。

1人1台タブレット使用による授業が始まったようですが、タブレット使用による子どもの目などへの健康被害、使い方次第で画一的な授業になること、教員の負担が多くなることなどが懸念されます。

①健康被害、授業の工夫、教員負担、それぞれの対応はどのようにしておるのか。

②教員の負担軽減には、国の方ではGIGAスクールサポーターを配置するように、できるように4校に1校ということで予算措置をとっておるようですが、1校に1人、GIGAスクールサポーターを配置するべきと考えておるがどうか、お伺いいたします。

次に、生活保護と扶養調査、扶養照会についてお伺いいたします。

生活保護は、働いているかどうかにかかわらず、生活に困ったとき、国民の誰もが権利として生活の保障を請求できる制度であります。コロナ禍により失業や賃金未払い、営業困難など、貧困は一層広がっております。命と暮らしを守る防波堤として、生活保護制度の役割はますます重要になっております。国会で日本共産党の田村智子議員が「生活保護はあなたの権利だと政府が国民に向けて広報するとき」と迫ったとき、当時の安倍首相は「国民は文化的な生活を送る権利がある。ためらわず申請していただきたい」と答弁しております。

生活に困って生活保護を利用したいと思っても、親族に生活保護の利用を知られたくないとして申請を諦める方もおるようです。扶養の調査は保護利用者への聞き取りを基本としており、親族に

扶養が可能かどうか照会するのは、扶養が期待できる場合です。国会審議で政府は「扶養照会は保護の要件ではない。間違った説明には指導する」、「扶養照会は一律ではなく事情に応じて、人間関係を壊さないように」、「扶養照会の回答に親族の記載がなくても、保護の要否判定には影響がない」と答弁しております。扶養は、申請者の実情や生活歴、家族関係を無視して強制できないということでもあります。

以下、市の生活保護申請の実績、事務手続等を確認いたします。

①過去3年間の生活保護申請件数と認定件数、不認定件数と不認定の理由、扶養照会のため取り下げた件数などお伺いします。

②申請時に親族等へ「扶養照会」を実施した件数。しなかった件数とその理由。

③不認定者へのその後の対応、援助等はあるのか、お伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、佐々木春男議員の一般質問にお答えしますが、答弁がちょっと前後しますがお許しいただきたいと思います。

私からは、大きな4番目の生活保護と扶養調査並びに扶養照会についての質問に対してお答えをさせていただきます。

まずもって4番の①ですが、本市での生活保護の申請等の状況についてお答えをさせていただきます。

過去3年間の生活保護申請件数は72件です。内訳としては、平成30年が25件、令和元年は24件、令和2年は23件で、そのうち生活保護の開始件数は、開始に至った件数は49件です。内訳としては、平成30年は16件、令和元年は18件、令和2年は15件となっております。

ちなみに却下件数については、14件となっております。これも内訳を申し上げますと、平成30年は5件、令和元年は4件、令和2年は5件となっております。申請を却下した理由としては、預貯金等、手持ち金により当面生活が可能であったことによるものが6件、介護保険サービス利用や入院患者の境界層該当措置、言い換えると、介護保険サービスや入院に係る利用者負担額を通常より低い負担額とする措置を適用することにより生活保護を必要としないものが7件、雇用保険の受給によるものが1件という内訳であります。

また、申請取り下げ件数は9件となっております。内訳は、平成30年は4件、令和元年は2件、令和2年は3件であります。

扶養照会のため申請を取り下げたケースは、現在ありません。

生活保護制度では、民法で定められている絶対的扶養義務者となる直系の3親等と配偶者及び兄弟姉妹への扶養援助についての調査が必要となっており、保護申請者に対する金銭的な支援のほか、定期的に訪問や連絡を取るなどの精神的な支援を現在行っているかとか、これから行うことができるかについて調査することになっております。しかしながら、扶養義務者の有無については、保護申請者から聞き取りをし、その聞き取りの中で長期間音信不通であるとか不仲により調査を拒む意思を確認した場合は、支援を受けることができる可能性の調査について申請者からの聞き取りのみ

としておりますし、それ以外の扶養義務者に対する照会、扶養照会についても、申請者から必ず了解を得た上で実施をするようにしております。

扶養照会、4番目の②になりますが、扶養照会を実施した件数等についてお答えをさせていただきます。

申請時に扶養照会を実施した件数は、過去3年間で63ケースあります。内訳ですが、平成30年は20件、令和元年は21件、令和2年は22件となっております。ケースとしては、63ケースの157件となっております。

で、扶養照会を実施しなかったケースです。これは8ケースとなっております。内訳ですが、平成30年は5件、令和元年は3件、令和2年はゼロ件となっております。扶養照会をしなかった理由についてですが、これは先ほど説明したとおり、申請者の意向を確認したもののほか、絶対的扶養義務者がいない場合及び扶養義務者が虐待の加害者だった場合などがあります。

次、4の③です。申請却下者へのその後の援助はあるかについてです。

生活保護制度は、保護申請者の収入や健康状態等を含む生活の実態と生活保護基準を勘案し、現状の収入や預貯金等の利活用等で生活可能と判断された場合は却下となります。しかしながら、申請者に結果をお伝えする際には、貯金や手持ち金がさらに減少するなど状況が変われば、いつでも何回でも申請することが可能であるというふうにお伝えをさせていただいております。また、申請者の生活費等のやりくりが生活困窮の要因となっているケースもあります。これについては、にかほ市社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立支援事業の家計改善等の支援につながるよう照会させていただいているほか、厚生年金や障がい年金などの請求権がありながら手続をしていないなどの場合がありますので、生活保護以外の制度の利用により生活が可能となると判断される場合は、担当窓口などにつなぐようにさせていただいております。

●議長（佐藤元君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、佐々木春男議員の1の教員免許更新製の廃止についてお答えいたします。

現行の教員免許更新制度は、平成19年6月の改正教育職員免許法の成立によりまして平成21年の4月1日に導入されたものであります。その目的は、その時々求められる教員としての必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識・技能を身につけることで教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得るというふうなことが目的であります。そして免許状の有効期限が10年となっております。更新のため、2年間で30時間講習を大学などで受け、更新申請をして新たに新しい免許状が授与されるという仕組みになっております。

この制度は、改正から12年経過しております。現在二度目の更新を終えた教師の中にはおります。これまで秋田県教育委員会並びに私ども市教育委員会では、教員に対し所有免許状確認票を発行し、更新手続を促してみたり、また、期限が近づいても申請がなされていない教員には直接連絡したり、免許失効を防ぐ対策を講じてまいりました。しかしながら、更新講習というのは土曜・日曜日などの休日または長期休業中に受講しなければならないために、教員の負担になっていることは確かであ



ります。また、講習内容が教員のスキルアップにつながるものであれば先生方も頑張って受講する意義もありますが、中には必ずしもそうではない場合もあるようであります。このようなことから、全国的に更新申請を行わずに早期退職する先生も少なくありません。そのために教員不足に拍車をかけている状況でもあります。

現在、教員免許更新制度は様々な厳しい評価があちこちから出されています。でも私たちは、法律で定められている以上はそれに従わざるを得ません。ただ、この制度の抜本的な検討を期待したいと思います。教員の負担軽減のためにも、それから更新講習の時数削減や教員のニーズに応じた内容にするなど、見直しが必要でないかと今考えてるところであります。

2の①市内の小・中学校の実情についてお答えいたします。

令和3年度、にかほ市内の小・中学校で35人学級に該当する学年と学校は、平沢小学校3年生の38人、象潟小学校3年生の75人、象潟中学校2年生の79人と3年生の77人の四つの学年であります。しかし、秋田県独自に実施している少人数学習推進事業によりまして、象潟小学校3年生と象潟中学校2年生と3年生は3学級になります。だから1学級の人数が35人を超えるのは、平沢小学校3年生のみになります。これについては、いろいろな配慮をしているつもりであります。

②の市内の教員不足についてであります。教員は秋田県教育委員会が配置しております。本市においては、欠員になっている学校はありません。秋田県は独自に教員を加配し、少人数学級を進めております。ここ数年は採用される教員も増えております。また、退職者再雇用制度も今利用する教員がおりまして、安定した配置が行われている状況にあります。

3の①健康被害、授業の工夫、教員の負担などの対応についてお答えいたします。

1人1台端末の現状については、佐々木孝二議員の一般質問にもお答えしております。現在のところ、基本的な活用の仕方を学び、使い方になれる段階であります。でも、佐々木議員が御指摘のとおり活用が常態化すれば、当然懸念される問題も生じてきます。御指摘されたその順にお答えしたいと思います。

まずはじめに健康被害対策ですが、学校で使用する際には、よい姿勢を保つと、そして目と端末の距離を30センチ以上離すというふうなことを徹底したいと思います。そしてまた、30分に1回は20秒以上画面から目を離すということも徹底していきたいと思います。いずれ授業1時間いっぱい端末を活用するということはほとんどないので、そういう点では影響は少ないと考えております。むしろ家庭で使用する場合に心配であります。家庭ではやはりいろんなルール、そういう家庭ルールまたはそういう決まりがなければ、ほとんど子どもたちの自由奔放にする可能性があり、そういう意味では健康被害から児童・生徒を守るためには、御家族と一緒に頑張っていかなければならないというふうに考えております。

次に、授業の工夫についてですが、今後は教員間の創意工夫による授業への取り組みが期待されますが、市内の小・中学校の授業での格差が生じないように、先ほども申し上げましたが、にかほ市情報教育活性化委員会で検証した端末活用に関する取り組みや、または研究成果を共有しながら、授業で効果的に活用できるようにまいりたいと思います。また、仁賀保高校情報メディア科や秋田県立大学、TDK歴史みらい館やICT関連会社などの連携により授業体制の拡充を図るとともに、

授業内容の向上にもつなげていきたいというふうに思います。

それから、教員の負担に対する対応についてですが、これも先ほど申し上げましたが、新たに取り組む研修員制度やフレンドシップ制度により、市内の小・中学校並びに仁賀保高校の職員間による日常的な協力、また支援体制が強化され、指導力や授業内容の向上とともに教員の負担軽減につなげていきたいと思います。全ての教員を対象とする研修は夏季休業中を中心に行い、段階的に必要な研修計画を企画し、そして専門家の指導を積極的に取り入れて研修による支援内容の充実を図っていききたいと思います。そしてまた、各中学校区に配置されている情報教育支援員を、この研修を充実させ、教員に対する支援体制も強化してまいりたいと思います。いずれ特定の教員の負担増にならないために、できるだけ多くの職員の指導力向上と、また学校間の職員による協力体制を強く進めていきたいというふうに思います。

最後の3の②のGIGAスクールサポーターの配置についてであります。本市では既に各中学校区に1名ずつ情報教育支援員を配置しております。その支援員に対して専門的な研修を行っていただき、そのノウハウを教職員に伝達してもらいます。そして仁賀保高校情報メディア科、県立大学、民間企業等の専門員から指導・助言を受けながら、そして先生方も研修を深めていきたいというふうなこと、そういうふうに教員に対する支援体制を強化していきたいというふうに思います。よって、現段階では新たにこのGIGAスクールサポーターを配置することもなく、私たちのGIGAスクールに対するいろんな進行は妨げないというふうなことで、配置することは検討しておりません。何とか御了承くださるようお願い申し上げます。以上です。

●議長（佐藤元君） 13番。

●13番（佐々木春男君） 教員免許制度ですが、昨年にかかれた、まあ教育長も余りはっきりとした答弁はしませんでした。が、好ましい制度ではないというふうに思っているように見受けました。この制度は。で、昨年11月に開かれた中央教育審議会の部会ではですね、この制度に対し、教職員の多忙化に拍車をかけ、産休、育休、代替の確保に困難をもたらすなど、多くの問題が生じていると。新型コロナ対策として少人数学級を推進していく上でも、必要な教員確保の障がいになると批判しています。その部会では、全国連合小学校長会は、免許更新制度が学校の人材不足の原因になっている。先ほど教育長がおっしゃったように、教育に必要な最新の知識、技能は日々研修で身につけていくもので、10年ごとの免許更新は制度設計上の矛盾があるとして廃止を含めた抜本的な見直しを求めています。また、群馬大学で講習を担当している山崎雄介教授は、新学習指導要領で教えてきた教員に新学習指導要領について講義するのはいまさら感が満載だと。ただでさえ多忙の教員の負担を考えるならば、やらないにこしたことはないとも発言しております。

この問題で、この制度で起こる問題は、結局は子どもたちにそのしわ寄せが来るということになります。繰り返しますが、教員を教育の専門家として尊重して自主的研修を保障することが大事なことでないでしょうか。もし御意見ありましたら伺いたしたいと思います。

それから少人数学級についてですが、もう既に県の方針もあり、少人数学級が進められていると。大変好ましいことだと思います。コロナ禍で1日に交代して登校した際に、やはり先生方も子どもたちもそのよさを、子どもたちも生き生きしていくのはよく分かったと、先生もこう教員として子ど

もたちの成長を促すことができることが実感できたということで、少人数学級のよさが改めて確認されたわけですがけれども、秋田県はさらに進んでやっているということで、大変秋田県に生まれて子どもたちはよかったのかなというふうに思います。ぜひともこの35人学級、では、5年かけてでも十分でないので、小学校、中学校の30人学級も早期に実現して、子どもたちのために、さらには20人学級まで目指して努力してほしいというふうに思います。

それからGIGAスクールですが、先ほどの佐々木孝二議員の答弁にもありましたし、今の私の答弁にもありましたが、大変よく対応されておると思います。健康被害、授業の工夫、教員負担、また教員の負担軽減のためにも独自に地域の個性を生かした取り組みをされておるというふうに、大変好ましくお話を伺いました。

それから生活保護についてですが、私が言おうとしたことを市長が答弁してしまいましたので私から特別なことはないんですが、確認ですが、私こう調べてみましたら、まず申請の意思があったら申請を受けると、受け付けると。で、そこから照会を始めて、本人が保護を申請したものが照会を望まないのなら、照会なしでも保護の方向に進んでいくことができるというふうに伺いました。見ました。のようです。で、そういうことなのですが、私の知り合いで、コロナ禍で解雇され生活保護の相談に行きましたら、親と同居しているのであれば対象にはならないというふうに言われたというふうなことでしたが、その家庭は片親が車椅子生活で、その妻が高齢者の域に入ると思いますが、その介護をしなければならぬということで年金暮らしなわけですがけれども、そういう家庭でも生活保護の対象にはならないのかというふうに私疑問に思いますが、その点教えていただければというふうに思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 教育委員会に対する御質問は教育長の方からお答えをさせていただきますが、最後の生活保護の申請についてですが、詳細については担当の方でお答えをさせていただきますが、先ほどちょっととらえ方としてはちょっと過剰なのかなというふうに思うのは、やっぱり申請主義でありますので、まずは申請をしていただくということが大切です。その後の照会ですね、扶養照会について、この手続をしなくてもよいということは全くありません。必ず照会というものは義務化されている、やらなければならないとすればやらないわけにはいかないのですが、その過程の中で先ほど言ったようにDVのケースであったり、あるいは照会すべき人が不在であったり、長期行方不明であったりとかいうような、あるいは本当に好ましくないと思われるような判断されるときは、まあ現場の方で判断されているものと思いますが、扶養照会そのものを完全にこれを省略するということはできないということやはり御理解をいただかなければならないと思います。

その上で、先ほどのちょっと知人の御家庭についてお話もいただきましたが、聞く限りにおいては、やはり世帯収入を見たのかなというふうには思いますが、その結果、基準額を上回ってしまっていればやはり段階において、その入口の段階においてはやはり申請を受理できないということあり得ますので、そこら辺の話なのかなと思いますが、そういう実例があったとすれば担当の方でお答えをさせていただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 福祉課長。

●福祉課長（佐々木美佳君） 扶養義務照会の要件ですけれども、これにつきましては、保護の要件とは異なる位置づけとなっておりますので、まずは申請の意思を確認しましたら保護の申請を受け付けいたします。で、その後に扶養義務照会について聞き取りの調査を行いまして、それで御本人の了解のもと、照会しても差し支えなければ照会させていただきますし、例えば扶養義務者が、あと70歳以上の高齢ですとか、あと関係性が大変よくなくて扶養義務照会をしてほしくないというようなそういった意向があった場合につきましては、絶対っていうことはありませんので、その場合は扶養義務照会を差し控えさせていただいております。

あとそれから、最後の方にあった具体例、あるケースについてですが、ちょっとそちらちょっと私承知しておりませんが、あくまでも申請する前に生活保護の該当にはなりませんよっていうようなお話は差し控えるようにいたしておりますので、あくまでも申請の希望があれば申請をいただいて、その後に必要な調査をして、保護になるかならないかっていう判断をさせていただいております。

●議長（佐藤元君） 答弁、教育長。

●教育長（齋藤光正君） それでは、佐々木春男議員の再質問にお答えいたします。

まず教員免許更新制度のことですが、ちょうどその平成21年の4月1日から導入しましたが、その前に、平成19年から20年頃に本当に全国的に教職員の不祥事が非常に多発したんです。それで世の中全体がやっぱり先生方ももう少し資質向上をやっぱり図っていかなくちゃいけないというふうな、そういう雰囲気、ムードが出てきた時代なんです。それによって、やはり国としても教員の資質向上を図るためにはこの更新制度をやっぱりつくらなくちゃいけないというふうな気持ちになったような感じします。ということは、いろんな問題があるけども、やはり教育現場の私たちにもやはりそういう不祥事を多発してやはり子どもたちに悪影響を与えたとか、また社会的にそういうふうな責任はやっぱり私はあると思います。だからといって、この12年間経過してみて、やっぱりいろんな弊害が出てきております。例えば精神的なもの、それから負担もそうですが、まず経済的な負担。例えば、今までは秋田大学、ほとんど秋田大学に、県内の先生方は秋田大学で養成しました。ところが早いものなので、その早いものがやった段階で定員になるんですな。そうすれば、あふれた人はその秋田大学では受けられないんです。そのために県外に行って、山形、それから岩手、青森、それから東京に行って宿泊して、1週間ぐらい宿泊して、そして免許を取ってたんです。でも、その費用そのものもどこからも出ない。こっちの負担なんです。そういうことを考えると、先生方にとってもその日数もそうだし、経済的な負担もそういうふうにかかってくとすれば、この更新制度そのものがやはり見直ししなくちゃいけないというふうに私も思います。

ただ、この市長会あたりも、または教育関係の大学の先生あたりも、みんなこの弊害があるというふうないろんな考え方が出てきて、そういうものが盛り上がってきてます。そのために、先日、文部科学大臣が中央審議会の方に見直しの諮問しました。その諮問の内容は三つありまして、一つは、教職員の資質能力の向上に本当にこの制度がつながってるかというふうなこと、第1点でした。第2点は、本当に先生方に負担になってないかということが第2点。第3点は、先ほど佐々木春男議員が指摘されたように、やっぱりいろんな免許を更新できなければ、それだけ先生方がまず減るわけですな、免許ない。そうすれば、産休とかいろんな代休するときに、その先生を引っ張り出すとす

るになかなか出てこない。つまり教員の確保につながっていないんじゃないかというふうなこの3点から大きく抜本的な見直しをされるようですので、やはり私たちはこの中央審議会の見直しのこの諮問に対して期待したいというふうな感じです。

それから少人数学級は、これはやっぱり秋田県が最初にやった独自にやったために、大変大きな金をかけてやって、少人数のよさというのはやっぱり秋田県の教員が一番よさを知っています。感じています。だからやはり学力テストも秋田県はそういう意味では頑張ったと思います。ただ、これを5年間で2年から6年までじゃなくて、やっぱりこの義務教育標準法の改正を改正して中学校までやっぱり広げていく。中に、私は高校まで広げなきゃいけないと思う。高校の今の状況を見たときに、クラスにあの体格のいい人方がぎっちりになって机間指導もできない状態です。そういうふうにと考えると、小学校から高校まで拡大して35人から30人学級まで、そして学級が増えると教員も増えますから、そういうのにつながっていくというふうなことで期待したいと思います。以上です。

●議長（佐藤元君） 13番。

●13番（佐々木春男君） 教育長の教育に対する思い、気持ち、よく分かりました。ぜひ頑張って30人学級、早く、あ、35人学級だっけか、早く達成できるように、秋田県ではやってるとのことなんですが、さらに20人学級も目指して努力、声をあげてやってきていただければというふうに思います。

それから生活保護、私も聞いただけの話なんですけど、そういう、まずこう確認ですが、先ほど話しておりましたように、まずは受けると、申請を受けると。それから照会を始めていくと。ということで、水際作戦っていうか、入り口で蹴らないようにやっていただきたい。困っているからこそ申請の窓口立つのだと思いますので、そういう声を拾い上げて、お互いに納得できる答えで保護になるかならないかをお互いに納得してやれるように、そういう体制をぜひとっていただきたい。少なくとも窓口で蹴るようなことはしないでほしいというふうに、蹴るって言えば言葉悪いんですけど、窓口で取り扱いをしないというふうなことのないように今後ともやっていただきたいというふうに思います。

それで、これで私の質問を終わります。

●議長（佐藤元君） 所用のため、暫時休憩します。再開を55分とします。

午後1時43分 休 憩

午後1時55分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、12番佐々木正勝議員の一般質問を許します。12番。

【12番（佐々木正勝君）登壇】

●12番（佐々木正勝君） それでは、12番佐々木、これから質問に入ります。

質問の目的と趣旨は割愛して、質問から入らせていただきます。

まず大きい1番です。コロナ感染症対応について。

新型コロナウイルス感染のニュースは毎日のように報道され、猛威を振るう新型コロナウイルスは全国的に拡大傾向にある。県内では、3月末以降、飲食店や高齢者施設、学校、保育所等でのクラスター発生による感染者増傾向にあるが、さらに感染力の高いとされる変異株の感染者が県内でも出ており、今後変異株への置き換わりによる感染急拡大が懸念される。

当市においては、感染による混乱は起きてない現状だが、県内の状況を鑑み、当市におけるこれまでの感染予防策の更なる強化は必須と考えます。市民の命と健康、そして生活を守るべきコロナ対応として、ワクチン接種の早期完了は急がれるが、コロナ対策と関連情報の発信による市民への意識づけは、これからも大事と思います。以下質問します。

(1) 県内で発生のクラスターを受け、本市の飲食店や高齢者施設、学校、保育所等の感染対策状況をどのようにとらえているか。また、今後の市独自のコロナ感染抑止策及びコロナ感染関連の情報発信について伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木正勝議員の御質問にお答えをしたいと思います。

これまでの新型コロナウイルス感染症の感染者数は、県の発表によりますと、6月8日現在で県内の感染事例の累計は760人となっており、そのうち由利本荘保健所管内においては17人となっております。また、県内のクラスター発生事例は、秋田市の病院、繁華街、高齢者施設、保育園と学校、秋田中央保健所管内の病院、あるいは大仙市の事業所などがありましたが、由利本荘市保健所管内において感染クラスター発生の発表は現在までのところございません。これは、保健所管内の高齢者施設、保育所、事業所等の施設が感染防止対策を講じ、適切に行われていることをあらわしているものと認識をしております。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染抑止対策は、これまで同様に県が実施する対策に従ってまいります。また、感染関連の情報発信も、県の発信する情報を市ホームページの新型コロナウイルス感染症関連情報の特設サイトや市広報等を通じて発信してまいります。

また、本市独自の感染症抑止策の策定、感染症関連情報の発信を行う予定はありません。理由といたしましては、にかほ市新型インフルエンザ等対策行動計画により秋田県が感染対策を総合的に推進する責務を担い、措置の実施主体として中心的な役割を果たしていることから、これと協働していくことが市の責務として定めているためであります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の答弁ですね、抑止策、それから情報発信は考えていないというようなことでしたけども、私、県内で起きているですね高齢者施設、学校、保育園等はですね、例えば当市においてはですね高齢者施設に関しては社会福祉法人、そして医療法人、学校・保育園は教育委員会、しっかり組織的にやられてるんですね。そこは私も認めます。ただ、私が懸念してるのは個人経営の飲食店なんですね。これが例えば飲食店個人がですね、自分で情報をいろんなところから集めて、そして自分で自分なりに対応してるという飲食店が市全体で何軒分の何軒あるかですよ

ね。その辺のところを把握された状態の中で、例えばこういうところが足りないから市で応援するからこういう対策をやった方がいいよと、そういう仕組みの方に持っていくっていうのも、私、質問に入れた抑止策っていうところの一つなんですよね。私はその辺のところは市が当然、これから進めるだろうと思ってたんですよね。で、一番怖いのが変異株なんですよ。で、昨日の情報では、東京で学校でクラスター起きてますよね。インド株ウイルスなんですよ。で、今後7月以降は、今度その感染率の強い、高いインド株に置き換わっていくだろうというふうに情報発信してるんですね。今混乱が起きてないから、情報と対策、抑止策考えないじゃなくて、今の平時だからこそ、今後のクラスター発生を想定した対策というのは必要だと思うんですよ、私は。だから少なくとも何らかの形で、県内で発生したクラスター、もしくは全国内で発生したクラスターのそのいろんな情報を取り入れて、今の現状の自分の市に、市の施設に足りないものがあるかどうか、それを調査するっていうのもひとつの抑止策の一步だと思うんですよね。そういう考えは多分あると思うんですよ。なければ、全国の、国の、県のガイドライン、それに従ってやりますでは、市独自のそういった対策っていうのには弱いんじゃないかなと。いや、もちろん国と県が出すガイドラインってそれはそれなりにしっかりしています。でも、飲食店等のいろんなそういうところまで目が届くガイドライン。例えば日本フード協会、サービス協会を出してるガイドラインあるんですよね。ひとつそのガイドライン見ても、内容は一応整ってるんですけど、出す、いろんなところで、その飲食店でクラスターを防止するために対策をこう打つよっていうその対策内容が、フード協会を出してるのはちょっと弱いんですよ。数字が入ってないんですよ。要は受け止め方で、これでいいなというふうに勘違いしてしまうような文言が入ってるんです。日本フードサービス協会が発行してるガイドラインは。だから、私はそういったものをもろもろ考えた中で、いろんな県で発行してるもの、国で発行してるもの、いろんな協会が発行してるものを総合的に見て、自分の市にはこれが足りないなというところがあるところがひとつあってもいいと思うんですけども、再質問としてそういったお考えはございませんか。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 再質問にお答えをさせていただきますが、まず情報発信をしていないということではありません。当然のことながら、先ほども申し上げましたように、本市独自のというオリジナリティーなものについてはこれは策定してはおりませんということであります。むしろ県が今般策定しました飲食店向けのコロナ対策認定方式のやつですね、などについては、積極的にこれを展開してアナウンスしておりますし、それに併せて市としてまた独自にやると屋上屋にもなりかねませんので、統一した見解の中で、統一した認定が行えるものとなればそちらを優先したいということで会議の中で決定してるというものであります。

補足説明を行いますのでよろしくお願ひします。

●議長（佐藤元君） 補足説明、副市長。

●副市長（本田雅之君） それでは、ただいまの質問につきまして補足で説明をさせていただきます。

おっしゃるとおり、にかほ市独自の基準というものはこしらえておりませんが、国、県、それぞ

れ積極的な疫学調査を行うべき専門家が集団としておる組織でございます。そうした国、県の策定する様々なガイドライン等にまずは従っていただくということが先決かと考えております。

それから、秋田県で今般始まりました飲食店等に対するコロナ対策の認証基準、これを秋田県においてはホームページ等で広くPRしてございます。この中には、議員が懸念されておるような具体的な数字がしっかりと入ってございました。1メートルと間隔はどっからどこまでが1メートルなのかということ、パーテーションは高さはどうなのか、実際の高さの基準、そういったものがQ&Aも含めて詳細に出されているというところでございます。発熱基準も37度5分または平熱より1度以上高い場合といった細かい基準も出されておるところであります。

そしてまた、これは認証基準を受けようとする場合でありますけれども、県におきまして補助制度も準備しております。認証基準を受けようとする飲食店等に対しましては、1店舗当たり上限30万円、補助率は5分の4という大変非常に高い補助率の制度も準備しております。市としましては、こういった制度を十分に周知することで十分な対応をとっていただけるものと、そうした対応をすべき飲食店においては十分対応とっていただけるものと認識しております。以上であります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） まず市としては、県が先行してやっている飲食店認証制度、それをもとにしていろんな項目があるんでというふうな答弁でしたけども、ただ私、それをですねやるのは私も賛成です。で、それに対して、当市では飲食応援消費還元事業というのが6月1日からやってるんですね。で、それってコロナ対策をこういうふうに打って下さいよという形で、飲食店には先ほど私が言った日本フードサービス協会のつくったガイドラインを情報発信して、それに基づく対策を打って下さいというような依頼をするというようなことで進めてるはずなんですね。で、それからなんですよ。発信はしました。じゃあ、それを実際店側がですね、やられてるかどうかなんですよ。やはり市としては当然情報発信すれば、それはそれで責務としてあるんですけども、その対策をですねきちっとやられるかどうかという確認をとって、で、また足りなければお願いでもして、で、ある程度満足する対策事項に準ずるような状況になってるというふうに進めていければいいと思うんですね。

で、県が進めてる認証制度、30項目あるんですよ。この30項目を当市の飲食店でこれ一つ一つチェックしたときに、全部それチェックオーケーなるかどうかなんですよ。だから県では認証制度こういう基準決めてやってます。で、数値も入れてます。で、私懸念してるのがですね、換気の徹底なんですよ。これ例えば建築物衛生法の対策施設、これでっかい施設なんですけど、これは法令で決まって、まあ要は換気的能力を年1回検査するって義務でやってるんですよ。これに該当しないちっちゃい店なんですね、一番心配な換気どうなってるっていうのは。で、この認証基準の例えばこれをやって下さいというのが、換気設備により必要換気を毎時30立米を確保する。またこれができなければ、30分に1回以上、5分程度、二方向のドアを全開にするというのがあるんですね。これうちの市で二方向オープンにするようなお店って何軒あるでしょうかね。逆に、入り口が一つで窓がないっていうところないですかね。だから私はこういうところをもう少しですね、実際現場を見て、少ない職員で全部回れっていうのもこれは酷な話ですけども、でも状況がですね、何でこ



ういう対策しないといかんということ、感染者を出さないという根底の目的があるんですよ。要は、国のガイドラインに従ってればいいやじゃなくて、感染を出させない、感染者を出させないためにどうするんだよというところを私は一番の考えどころだと思うんですよ。だから市独自として、自分、全国の要は市町村でどういようになってるかちょっと検索してみました。そしたらですね福井県の勝山市っていうところがすごいですよ。毎月の広報、広報に1ページもしくは2ページ、感染情報欄というのを設けてですね、もうとにかく毎月ウイルス感染に際しての情報を流してるんですよ。いろんな意味で、内容で。それを比較すると、考えて私は、にかほ市の広報、去年の4月から今年の3月、1年間分見ました。先ほど市長は、要は周知、情報出してるというようなこと答弁されましたけども、どういう内容だったでしょうか。内容がですね、ここ最近3カ月はワクチン接種のことなんですね。要は、こういう変異株が出てから、感染率が強い、高いものが出てから、それに対しての対策もう一回しっかり見直しましょうねとかないんですよ。私はそういう情報を発信した方がいいと言ってるんですよ。県が出してるのをそのまま出すんじゃなくて。だから、気になるのはですね、やっぱりそういったところなんですよ。

で、実際、じゃあ先ほど副市長も答弁されましたけど、こちらから出すっていうことは言ってるんですけど、出した先がどうやってるかというのをどうやって認知してるかなんですよ。私そこ知りたいんですよ。出してからやってるでしょうと、それで終わるのか。だから福井県でやってるのは、その勝山市でやってるのは、一応市でもってチェックシート、これ秋田市、秋田県でやってると同じです。これを飲食店にやって自主点検してもらって、どこまで自分のところでやってるかっていうのを確認してですね、で、あ、ここはオーケー、合格ラインだなというような形でやってるんですよ。やっぱりこのぐらいは自分としてはやった方がいいと思うんですけど、まあやらないで感染者が出ない、それは一番それにこしたことはないんですけど、普通の今だからこそ、こういうのが必要かなと、私はそういうふうに思ってるんですよ。だから、まあ今後ですね、そういった飲食店に限らずですね、要は高齢者施設もそうですけど、学校、保育園もそうです、実際現場に行ってますね、換気能力、換気の状態、点検したときの状態ってどうなのっていうのは、私調べた方がいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺のところはそういうふうな方向で考えていただけるかどうか、御答弁をお願いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 議員のおっしゃることもよく十分分かります。意識づけっていうのはこれは大事ですし、店側、先ほど副市長がお話しさせていただきました県の認定のための項目、30項目、全てをクリアできる店舗というのは非常に希有だろうというふうに思います。設備等ありませんし。そういうところについて、やはり今回の応援事業の中でもそのことについてはお知らせはしていますけれども、拘束力はありません。しかしながら、意識づけはやはり大事だとは私も認識します。ただ一方で、店側だけではなくて利用する客の側の感染対策についての意識づけもやはり今後とも大事だろうというふうには認識しますので、そこら辺も含めてですね、やっていかなければならないことだとは私も思います。しかしながら、現時点においてさらなる強化は必須であろうというふうにはおっしゃいますけれども、今やっていることにおいてもだいぶ店側には過度の負担と言

わざるを得ない部分もあるとは思っています。そこまでやったときに、じゃあお店側が、逆にその認証を取れないお店側がある意味何か変なうわさの対象になったりしないかどうかということも、少し私としてはやはり懸念せざるを得ないところでもありますので、どちらかといえば店側のやはり自主性に任せることとなりますが、利用するお客側の意識づけもやはりどんどんどんどんもっと意識を高めていってもらいたいなと思いますし、併せて、最大の感染、コロナ対策でありますワクチン接種についてを加速させていきたいというのが私の考え方でもありますので、そこら辺も十分御含み置きいただきたいなと思います。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） ちょっとこの問題にちょっと時間かけ過ぎなんですけど、自分ちょっとね、ひとつ、もうひとつ言わせていただきたいことあるんですね。4月27日の臨時議会の質疑、同僚議員がですね、飲食応援消費関連事業の中でですね、消費喚起とクラスター懸念した感染予防対策をどのように両立させるかという質問出したんですね。それに答弁してるんですよ、商工部長と市長が。で、市長はね、こう言ってるんですね。各店舗におけるコロナ感染対策は、かなり進んでると思いますが、それが全て十分では、完全ではあるというふうに認識しておりませんので、さらに強化を図っていく考え方でいると述べてるんです。ですから私、抑止策っていう通告書かせていただいたってことなんですよ。市長がこう書いてるから、じゃあ何か策があるだろう、進める、検討の方向でいるんでしょうという考えで私この質疑させていたということなんですね。でも、何か今の状況ではないということでしたので、その辺のところは私これ以上は言いませんけども、で、県の認証制度ですもん5分の4以内、まあ30万円が上限なんですけど、補助率5分の4で補助するんですけども、市としてはですね、じゃあその残り分の何分の何でもいいから市で補助するよというふうな形で進めてもらえばですね、飲食店だってそういったふだん手が出ないのに、この際、県の認証取るためにこれをやろう、そういう気も起きてくるんじゃないかなというふうに私は考えてのこの質問でした。

じゃあ、次に移らさせていただきます。

(2)クラスター防止策で重要とされるのが、感染者が発生した場合の対応手順の整備とその研修・訓練、そして課題抽出と改善の繰り返しと思う。当市における公共施設等の感染者発生時の手順と訓練状況を伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 1の(2)についてお答えをさせていただきます。

市職員に感染者が発生した場合、直ちに上司を経由し、市長へ報告することにしております。感染した職員は病気休暇とし、由利本荘市保健所への連絡・指示のもと、治療等を受けることとなります。そして同じく指導により濃厚接触に該当する職員は、出勤停止の上、自宅待機を指示し、検査等を受けることとなります。この流れは市役所や小・中学校とともに同様となります。

そして消防署においては、昨年4月30日に策定した新型インフルエンザ等対策にかほ市消防本部業務継続計画に基づき、職員に罹患者が発生した場合は速やかに3班体制を2班体制に移行して隔日勤

務を継続し、同じ班の濃厚接触者等のPCR検査を行い、陰性の判断となった署員から復帰いたします。職員数や体制が整い次第、通常の3班体制に戻すこととしております。

公共施設の消毒作業については、消毒が必要となる場所を閉鎖した後、職員の中から担当部署が偏ることのないよう作業部隊を編成して行うこととしております。閉鎖される部署については、代替場所にて業務を行うこととしております。

感染者発生時の訓練は、消防署においては発症者が出た場合の対応の確認を実施しております。体制移行のための連絡から保健所への連絡、庁舎内事務室、仮眠室、トイレ等及び消防車両の消毒の手順の確認を行っております。市役所や公共施設においては、令和2年4月下旬に秋田県テストコントロール協会の指導により職員を対象とした消毒作業の準備品、防護服の着脱、作業手順方法の講習を実施しております。今後もこれまでと同様に感染防止対策を第一としながら、先般の訓練の経験を踏まえ、機会を見たと訓練実施を計画してまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） クラスタ感染防止策として、やはりこの初期対応というのが本当に大切ということなんですよ。で、今答弁された内容を聞いてですね、自分が想定した内容よりちょっと内容が不足してるなというふうに感じたんですよ。で、いろんなところのこういった初期対応見ました、私。いろんな情報を見てですね、初期対応をそのまま概要版としてですね、マニュアルにあるんだけど、マニュアルから抜き取ってですね概要版としてこれを職場の誰でも分かるところに貼ってある、そういったところってあるんですよ。うちの場合はそこまでやってるかどうか、答弁の中では聞き取れませんでしたけども、何でもすぐ対応できるようにするっていうのが本来のこういったマニュアルの必要大切さなんですよ。1回こういうふうにして訓練やって、それで大丈夫じゃなくて、もしその上長がですね、上長みんな集まったところでみんな感染したらどうなるんですかね。上長に報告して、上長がいろんな指示を出すというふうになっても、その上長がいない場合はじゃあどうするのっていうところまで書いてるかっていうことなんですよ。大事なところはそこなんですよ。

でですね、初期対応の内容としてですね、私自身最低限必要なのは、感染者・濃厚接触者への対応、施設内の消毒、感染者・濃厚接触者との接触履歴の確認と措置、保健所等への報告、これ最低限書いてあるんですよ、ほかの市で、まあ全ての市がそういうふうにつくってるっていうことじゃないんですけども、こういうのあるんですよ。で、今の答弁の中で、それでまあこのままその内容でいくとしたらですね、実際感染者、職場内で出た場合に、多分感染しますよ。その消毒の仕方、結構あるんですよ、何項目かその消毒。準備することから何をどうやって拭き掃除するかっていうそういう細かいところまでの決め事があるんですよ。あるのがあるんですよ。じゃあ、うちの市でそういう細かいところまで決めてるかっていうことなんですよ。私は、つくってあるじゃなくて、中身だと思うんですよ。中身が、じゃあ本当にその目的である感染者を出さないような内容になってるかどうかなんですよ。一人が出たからそれすぐじゃなくて、一人が出たところの中から、いろんな手抜きから、またほかの人に、濃厚接触員になってた人がいて、それが、その人が一生懸命洗浄したよと、一生懸命職場内を回ってましたよってなったときには、濃厚接触者がだんだん増

えていくわけですね。だからそういったのを想定した中での初期対応手順というのが、本来、私は自分の頭の中に、これ民間はそうなんです。民間は大体そういうふうな形になってるんですね。その一番大事なものっていうのは、そこから抜き取って概要版として張り付けてるんですよ、誰でもいつでも見れるように。だからそういったところが欲しいかなと思うんですけども、今言ったように、私が言ったようにですね、濃厚接触者とか、それからいろんな施設の消毒、まあそれはその消毒液は分かりました。でも、どういうふうにして消毒するか、掃除するか、そういう細かいところまで手順として書かれたものがあるかどうか、ちょっとお答え願います。

●議長（佐藤元君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） ただいまの質問のうち消毒の手順についてですけども、うちの方では、新型コロナウイルス感染症に対応するということで防疫行動計画というものを作成しております。この防疫行動計画につきましては、職員及びその家族等が感染した場合に感染拡大防止のためにですね各庁舎等の防疫活動を行う方法を定めております。防疫の準備、防疫——防ぐ疫病の防疫ですけども、その準備、それから実施方法、指揮命令系統と作業手順、方法などを示したものがございます。これに基づきまして施設の消毒作業を行うということで定めております。

先ほど市長も申しましたけれども、昨年、テストコントロール協会の指導によりまして、その消毒についての訓練を一度行っております。それから、今年度も行う予定としておりますが、皆様御承知のとおり、今、コロナの接種の関係で職員が非常にそちらに向いているということもありまして、まだ開けないということではありますが、時期を見てまた訓練を行いたいと考えております。実施方法などにつきましては、危険度1、2、3と分けておりまして、職員または家族の場合、それから職員、それから家族で複数感染した場合、それから先ほど申しましたとおり複数の職員が感染したときにつきましては、防疫体制、それからそれについております使用資機材、それ等も示しておりますが、議員がおっしゃるとおり一覧ですぐ見れるようなそういうものまでは作成しておりませんので、今後工夫を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

●議長（佐藤元君） 補足、副市長。

●副市長（本田雅之君） 先ほどの御質問の中の濃厚接触員につきましては、濃厚接触者が動けばまた濃厚接触者が増えるといったような御指摘がございましたが、先ほど私答弁で申し上げたとおり、濃厚接触者になるかどうかにつきましては、保健所が第一義的に決めるものでございまして、我々が独自の判断で誰が濃厚接触者か、または誰が濃厚接触者でないかは、具体的には決められないというのが私どもの立場でございます。厚労省の文書によりまして、濃厚接触者というのは一義的には、例えば1メートル以上、15分以上の接触があった場合といったような大きな規定はありますが、マスクの有無ですとか会話や歌唱を伴うかどうかなど、または3密があったかどうかなど様々な状況によって変わるということですので、具体的な状況を保健所が聞いた上で判断するものが濃厚接触者であるということでございます。

それから消毒につきましては、先ほどテストコントロールの協会のお話をさせていただきましたが、同じく厚生労働省通知によりまして、昨年6月2日付の事務連絡であります。これは国立感染症研究所が出している文書をもとにしておりますけれども、コロナの初期におけるような大規模ない

いわゆる消毒というものは、不特定多数が利用する施設内であっても大規模な消毒は不要であるといったような文書も出てきているところでもあります。不要であるからやらないということではありませんけれども、かつてのような大がかりな消毒までは求められなくなってきているという状況にあらうかと認識しております。以上であります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の答弁で内容分かりました。でですね、私もう一つ、これ質問しないんですけども、これ述べて終わるだけなんですけれども、保健所でまず判断するというふうな御答弁でした。でですね、他市のこの手順にはですね、保健所から濃厚接触者と認定された職員は速やかに所属長に連絡し、認定日から特別休暇とするというふうになってるんですね。その日数も書いてるんですよ。あと、PCR検査の結果、陽性と判定された場合はどうする。で、陰性と判定された場合でも2週間の間を自宅待機するだとか、で、また上記アの濃厚接触者と必要な感染予防策なしで接触あった職員、ここまでやってるんですね。必要な感染予防策なしで接触あった職員は速やかに所属長に連絡して、自宅での自粛とするとなってるんですね。で、所属長は職員が陽性となった場合は、また何日間、で、またPCR検査の結果、陰性と判定された場合でも、陽性者との最終接触から2週間の間を自宅待機として特別休暇とする。こういうところまで決めてるんですよ、この市では。ですから、私やっぱり平時のときにこういった細かい想定した中で細かいところまで決めておくというのが、異常時の焦らないで落ち着いた中で誰でも対応できるというふうな環境になっていくな、そういうふうにしてるんですよ。だから、できれば私、こういう細かいところまでとは申しませんが、最低限やっぱりこういった形で、ここで処理するだけじゃなくて、処理した後のことも考えた中で、特休するとか、まあここでは特別休暇扱いにするとかって書いてるんですけどね、そういうふうな形で進めていけるようになってもらえれば、さらなる対策として安心できる職場になるんじゃないかなというふうに思います。

じゃあ、時間なので次に移ります。

(3)市職員の出張・私的旅行について、「緊急事態措置区域へは、真にやむを得ない場合を除き行かないこと」とされているが、1年を通してやむを得ない出張や私的旅行はあったか。また、帰庁後のコロナ感染対応は定められているか伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、1の(3)についてお答えをさせていただきます。

初めに職員の出張であります。政府による緊急事態宣言の対象となった区域への公務出張については、昨年の4月から今年5月末までの14ヵ月間を通じて1件もございません。

一方、職員の私的旅行につきましては、昨年の4月7日以降、その時々々の感染状況に応じた基準に基づき、あらかじめ書面で旅行の届け出をするよう職員に求めております。このうち政府による緊急事態宣言の対象となった区域への私的旅行については、昨年4月から今年5月末までの14ヵ月間で延べ11件が届け出されております。旅行先の内訳は、千葉県が5件、埼玉県が3件、東京都、神奈川県、沖縄県がそれぞれ1件ずつとなっております。また、私的旅行の目的としては、家族の進学、就

職による引っ越しが8件、家族の医療や出産が2件、冠婚葬祭が1件となっております。

次に、出張や旅行から戻った後の対応についてですが、定期的な体温測定など慎重に健康観察を行うこととしております。また、必要に応じて、所属長の職務命令により在宅勤務やテレワークなど、職員の勤務場所を指定することができることとしております。

なお、万が一、発熱やせきなどの症状があらわれた場合は登庁せず、かかりつけ医か、あきた新型コロナウイルス受診センター、相談センターへ連絡することを徹底しております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今のところは緊急なやむを得ない出張もないというような御答弁でした。

で、私はですね、今までなかったからよかった。でも、今後もあり得る可能性があるよと。そう考えた場合にはですね、今、県の方でガイドライン的なもので決めたのが今市長が答弁された内容なんです。で、知事もですね、前はそういうふうな内容だったけども、だんだん考えが変わってきてるっていうふうに私思うんです。知事ですねメッセージ、5月9日出したメッセージ、皆さん御存じでしょうか。ちょっと読み上げます。これまでの感染状況を見ますと、県外から帰県した人が県内にウイルスを持ち込み、家族等に感染させて広がっている例が見られるため、家庭内に感染を持ち込まないよう、県外との往来は真にやむを得ない場合を除き控えるほか、やむを得ず訪問した場合は、会食を避け、帰県後は健康観察を徹底するとともに、職場の同僚や友人などの飲食は避けていただきたいと思えます。また、県外出張について、これ民間に言ってるんですね。慎重に判断していただき、必要不可欠な出張については、県で中小企業向けに県外出張から戻られた従業員等を対象にしたPCR検査への助成を行っていますとあってるんですね。要は、PCR検査を受ければそれなりに発症有無が分かるから、これを助成する、やった人には助成するというふうに述べてるんですね。ということは、やっぱりこういった検査が必要と考え出したということだと私はとらえました。

で、今その地域内でじゃあ考えた場合ですね、地元企業ですら職場内の感染防止策としてですね、県外出張や県外から家族が帰省してもですね、PCR検査を受けるか、14日間の在宅となる感染防止策をとってるんですよ、今も実際民間は。だから民間はこれだけ厳しくやってるから、民間からは今発生してないんですよ。これだけ厳しくやってるんですよ。で、またですね、県医師会でもですね、また話出してるんですね。県医師会と県商工会議所連合会は、県外に出張した際のPCR検査について、帰県後4日間は自宅待機した後、事前予約した検査機関で5日目に検査を受け、6日目に判明した結果が陰性なら翌日から職場復帰するなどの内容で、県外出張時のルールの一斉化や検査費用の財政支援を求める要望書を4月7日に県に提出したという記事があったんですね。要は、こういう動きがあるんですよ、ほかは。

だから、いかに持ち込まない。持ち込んだとしても、ここで早めに発見する。そうすれば拡散しない。やっぱりみんなこういう考え方になってるんですよ。だから平時のときだからこそういった考えでもって、ここはやっぱり今まで混乱してないからまあ大丈夫とは言わないんだけど、まあ混乱してないよじゃなくて、やはり前向きに考えでいった場合には、どうやれば感染を拡散させないかってなれば、当然感染した人を早く見つけることが拡散のひとつの芽を摘むってということだ

から、いろんな意味でいくと一番いい防止策だと思うんですね。それが今のPCR検査なんですよ。だから、私は今こういった形で動きがあるっていうことに対して、市の方でこういう考えがあるかどうかを伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 今回の県の取り組みについて、私ども十分承知をして追いかけて情報もいただいております。県の取り組みに私どもも同調しながら、先ほど来述べているように、県の、私ども市単独では支援が不足している部分についても県の方で補っていただきながらやっていってというのが現状であります。ですので、今議員がおっしゃることについても私たちは十分理解をしながら、その実現に向けて、実現を期待しているところでありまして、市内の事業者の多くの皆さんが、なかなかPCR検査が高額であるということもあって、実際県外出張しなければならない私の知ってるところでも、県外出張から帰宅したときにPCR検査にはなかなか費用負担ができないということで14日間の待機をお願いしているという実態も聞いております。そういうことを考えれば、PCR検査は県が負担してやっていただければ大変ありがたいですが、市としては、まずは市の方向としては、まずは不要不急の出張は行わないというのが私どもの「まず」のスタンスで、その次の策として、県に対して行っている医師会の要望等を期待して見守っているというところでありまして。

補足説明ありますか。あればお願いします。

●議長（佐藤元君） 補足説明、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） 職員に対する県外との往来、それにつきましては先ほど説明しましたとおり、職員の出張、公務での出張につきましては、現在のところございません。というか、こちらの方でまず出張はしないでテレワーク、そういうものでやってくださいということととめております。

それで、職員の個人的な旅行につきましては、これは不要不急の場合をまずよしとしておりますけれども、その点につきましても、職員の旅行中の行動、それからその先が非常にリスクが高いというような場合、移動手段、それから行動経路、訪問場所、これらをまず確認することとしております。それから、これらの地域で行った際にですね、密閉空間、密集場所、それから密接した場面とかそういう部分についての行動履歴、そういう部分を書いていただくのと、そういう場所に行かないでくださいと、そこも確認いたします。それで先ほどから申しましたとおり、うちの方ではケース・バイ・ケースというような対応になっておりますが、そういう部分につきましては十分注意しているというようなことであります。以上です。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 私が心配してるのはですね、変異株がですね、従来からイギリス株、で、またインド株と、だんだんだんだん感染率が高くなって、今2倍から2.5倍の感染率です。それも空気中感染ということなんですね。だからそういった形の中で、で、どこで感染したか分かるような感染だったらいいんですけど、どこで感染したか分からないのが今多く発生してるんですね。だからこそ、まあ誰が発生してるかどうかというそういったことが分かるのがPCR検査、抗体検査、

そういった形の中で少しでも早めに見つけるような工夫をされたらいかがかないというふうな思いで質問させていただきました。

それでは、次に移ります。

大きい2番です。野球場・パークゴルフ場の新設整備について。

平成27年11月策定、平成28年10月改訂版、創生総合戦略の「産業振興による仕事づくり」に「観光を核とした交流人口の拡大」が掲げられ、その施策中にスポーツ施設の整備があります。具体的な事業として、野球場、パークゴルフ場、ニュースポーツ、それぞれの新設整備事業が掲げられています。事業実施計画の平成28年度から平成30年度には、用地選定、実施設計が計上されていました。まあ存置ですけれども。しかし、第1次総合戦略K P Iの達成状況は、3施設とも未実施となっており、コメントに、屋内運動施設整備事業の計画を進めており、他種目の競技も併せて検討中とあります。他種目には野球、ボルダリングと記述されていましたが、パークゴルフ場に関しては何も記載されてませんでした。第2期創生総合戦略及び令和2年度以降の事業実施計画には、野球場、パークゴルフ場新設整備は記載なしの凍結状態です。両施設については、市民の整備要望を耳にすること、総合戦略や実施計画に一度掲載された事業の検証が不十分なまま凍結、立ち消えになるような懸念を持つことから、以下質問いたします。

(1)硬式野球場及びパークゴルフ場新設整備に対する市長のお考えを伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、大きな2番目についてのお答えをさせていただきます。(1)です。

野球場、パークゴルフ場の新設整備に対する考え方についてであります。私自身の大きな行政課題の根底にあるのは、人口減少の克服であると言えます。それは先ほども申し上げたとおりであります。他議員に対してですね。最優先事項として、市長就任して以来、多角的にこの克服のための施策を講じてまいっております。

スポーツ施設の整備については、議員もおっしゃるように、御質問にありますように、野球場、パークゴルフ場の新設について、第1期総合戦略や当時の事業実施計画にも位置づけられておりました。しかしながら、誰もが気軽に集える屋内運動施設のような、人口減少という行政課題に合致しているスポーツ施設が優先されるべきであるというのが私の考え方にありました。これについては、ちょうど広報6月1日号の市長コラムでも書かせていただきましたが、スポーツだけでなく、新たなコミュニティづくりの面からもその機能を果たし、世代を超えた集いの場となり、多様性のある居場所を創設したいというものであります。

翻って、にかほ市は今現在、TDKの硬式野球場や仁賀保高校グラウンドを除けば硬式野球場やパークゴルフ場は1カ所もありません。確かにあるにこしたことはありませんが、両者とも広大な用地や莫大な事業費がかかることから、優先度を見極めた上で、第2期総合戦略やそれと並行した事業実施計画には位置づけをしておりません。今年完成した多目的屋内運動施設に続き、現在計画しております象潟前川地区ほ場整備事業、象潟大竹線及び象潟前川間の道路改良、消防本部高機能指令センターの更新などに加え、新たに人口減少克服を見据えた若者支援住宅の整備を最優先ととらえ



て進めていかなければなりませんので、現時点では硬式野球場やパークゴルフ場の整備は考えておりません。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） はっきり現在は考えていませんというふうに御答弁いただきました。で、私が何で今日これ質問したかっていうとですね、計画はあったのに、いつから、まあ次の計画に載ってなくて、なぜこの計画が消えたかどうかっていうのがどこにも記されたものがないんですよ。市民だってそれを知る権利があると思うんですよ。前に平成27年から何回も一般質問、代表質問で、どうなってる、どうなってるって、で、要は場所を整備します、場所を探します、予算の都合上もうちょっと時間くださいとか、そういう答弁でずるずるずる来ただけでも、じゃあ今どうなってるっていうのが誰も分かんない状態だったんですよ。ですから、まず今回私質問させてもらって、今の状況がどういう状況かというのをここでまず出してもらって、で、それから今度(2)番に移るんですけども、そういった形の中で自分の考えとしてはですね、やはり記録したものがないとだめなんですよ。何でこの事業が立ち消え、もしくは凍結なってるか。私、そこ大事だと思うんですよ。計画に一旦上げた事業っていうのは、市民もやはり知る権利があるんで、その辺のところはこの事業がこういうためにこれは今のところは凍結状態にしていますよと、それ分かれば市民だって、じゃあ次、計画に上がるのを待ちます、それでいいんだけど、今建つのかどうなのか分からない状態でいくと、「市議員、何やってるおまえたち」と言われるんですよ、結局は。だから、そういった中でやはりやれないんだったらやれない。何でやれないかっていうのをきちんと明確に記したものをまず残す。それが必要だと思って今回質問させてもらいました。

じゃあ、次、(2)に移ります。

平成30年3月の同僚議員への答弁で、「硬式野球場とパークゴルフ場については、施設整備に向け調査したい」と述べています。平成31年3月の答弁では、「パークゴルフ場の新設整備計画について、再考したい」と述べています。2年経過した現状において、硬式野球場とパークゴルフ場の新設整備の具体的な検討を進めるための条件と整備時期をどう想定しているか伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)番の御質問にお答えしますが、野球場、パークゴルフ場施設整備を具体的に進めるための条件と整備時期についてですが、硬式野球場やパークゴルフ場の整備を望む方々がいらっしゃることも理解しております。しかしながら、(1)の御質問でもお答えしましたように、現時点で行政課題としての優先度が高いものではないと判断をせざるを得ないことから、両施設とも時期や条件についてのお答えは現時点では控えさせていただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の答弁では控えさせてくださいということでしたけども、でも、それも何かあれですよ、もう少し市民が知りたいような答弁をいただきたいというか、例えば財政上の問題の中で、今こういう事業がこれだけあって、その事業が終わるのが何年後ぐらいなので、それ以降の財政状況によって例えばこういう事業がまた計上されるよと、そういった私は答弁が欲し

かったんですけど、それが今のところは答弁できないと言われればそれはそれまでですよ。ですから、もう少し市民、市民もですねやっぱり楽しみにしてる人がいるんですよ。それがいつなるか分からないというところの中で答弁が終わっちゃうと、じゃあ市民だっていらいらするっていうのがみえみえですよ。だから逆にいついつまでははっきりできないですよと言われた方が、逆に私はいいと思うんですけど、だから私がここに「条件」と入れたのは、どういったその、まあ条件は条件なんですけどね、やっぱり財政上の問題だと思うんですけど、で、優先順位ですよ。その優先順位の事業が今これだけあって、で、それが何年度、例えば10年後ぐらいまでびっちりなんで、それもしやるとすればそうだけど、でも社会情勢によってはまた変わり得る可能性あるけど、今のところ私が考えられるのは10年ぐらい先ですねとかって言ってもらった方が私はありがたかったですけども、その辺のところ、もう一度ちょっと御答弁お願いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 政策を選択して上では、いろいろな条件があります。政策は戦略によって決まるというのが私の考え方です。戦略を決めるには、やはり一定の仮説に基づいて戦略は積み立て上げられていきます。仮説を組み立てる上で必要なのは情報です。で、現時点において、私の政策の戦略、戦略の中心は人口減少の中にあります。そのために、人口減少対策であります。そのためには、先ほど来申し上げているように、にかほ市のシティセールス、シティプロモーションをいかに発揮させながら多くの人たちに理解をしていただき、移住・定住、あるいは出生率を引き上げていくということが大きな目標であります。そう考えたときに、このパークゴルフ場及び野球場が全く関係ないとは言いませんけれども、政策として優先度が高いかどうかというと、私の仮説の中では低くなっていくということになります。で、実際、このパークゴルフ場及び野球場の新設については、政策の積み上げ、スクラップ・アンド・ビルドの中でこれはやはり今現時点ではもうスクラップしていくしかないなというふうに判断した上で、実際削除しているということでもあります。それを市民に、削除したものを市民に積極的に公開するというのは、なかなか私としてもしづらいところもありますので、むしろこのように一般質問で追及していただいて、それに対して答弁をするというのが本来のやり方の、私は議会と当局の対峙するやり方だというふうに思いますので、むしろ今回の一般質問は私にとっては正当なものであるし、これに対して答えさせていただいたということは、ある意味感謝を申し上げたいなというふうに思いますが、じゃあいつ頃これをつくるのかということになりますが、これについては、その先の行政課題がそのときにどういう行政課題がまた積み上がってきてるかというのが分かりません。私はもう正直申し上げれば、私が市長になってからこのように、先ほど挙げたような優先すべき課題というのが出てきてるわけです。なかなか議員のやってたときにも見えていなかったものが、もうちょっと状況としては早くやらなきゃいけないよというようなものも何個か先ほど言ったものの中に実はあるわけです。で、まあ今日言っていないものの中にもありますが、そういうものを含めた考えたときにですね、今このパークゴルフ場及び野球場をじゃあ10年ですか、20年後ですかというような、ちょっと私は軽々にそれは申し上げられないというのが、私の今の立場でスタンスであります。

●12番（佐々木正勝君） これで質問を終わります。

●議長（佐藤元君） これで12番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時55分 散 会

---

